平成21年2月宮崎県定例県議会(補正) 文教警察企業常任委員会会議録 平成21年3月5日~6日

場 所 第3委員会室

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- ○議案第42号 平成20年度宮崎県一般会計補正 予算(第4号)
- ○議案第55号 教育関係の公の施設に関する条 例等の一部を改正する条例
- ○議案第56号 警察署の名称、位置及び管轄区 域を定める条例の一部を改正す る条例

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて (別紙1)
- ○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- ○その他報告事項
- ・平成21年宮崎県警察運営方針及び運営重点について
- ・県立学校校舎等の耐震化の状況について
- ・県立高校地区生徒寮の私立高校生徒への開放 試行について

出席委員(9人)

委 昌 長 押 Ш 修一郎 長 村 副 委 員 松 悟 郎 委 員 福 田 作 弥 委 員 井 本 英 雄 委 員 萩 原 耕 三 委 員 太 田 清 海 委 員 义 博 規 師 委 員 田 П 雄 委 員 Ш 添 博

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者 警察本部

警察本部長 相 浦 勇 長 本 昌 典 務 部 橋 警務部参事官兼 Ш 和 年 冨 席監察 生活安全部長 椎 葉 今朝邦 刑 事 長 尾 部 松 清 治 男 長 原 雅 交 通 部 中 警 備 長 部 柄 本 重 敏 警務部参事官兼会 計 課 長 永 野 文 斊 警務部参事官警務部 課 長 友 重 徳 生活安全部参事官兼 松 木 左都夫 生活安全企画課長 総 務 課 長 宮 下 貴 次 小 年 課 長 和 彦 柏 田 交通規制課長 湯 地 幸 運転免許課長 大 町 TF. 行

教育委員会

教 育 長 渡 辺 義 人 育 原 則 幸 教 育 次 長 (教育政策担当兼 全国高等学校総合 文化祭推進室長) 田 建 丸 満 洋 総 務 課 長 金 丸 政 保 政策企画監 吉 村 久美子 財務福利課長 井 上 貴 学校政策課長 黒 木 TF. 彦 学校支援監 見 俊 特別支援教育室長 瀬 Ш 健 治 教職員課長 堀 野 誠

 生涯学習課長
 勢井 史 人

 スポーツ振興課長
 得能

 全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長
 川井田 和 人

 文化財課長
 清野

 人権同和教育室長
 厨子

事務局職員出席者

 政策調査課主幹
 斉藤安彦

 議事課主任主事
 吉田拓郎

○押川委員長 ただいまから文教警察企業常任 委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のと おりでありますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 それでは、そのように決定いた します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。 午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案 等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了の後にお願いいたします。

〇相浦警察本部長 代表質問、一般質問御苦労 さまでございました。また、先週は警察音楽隊 の定期演奏会を催しましたところ、多くの委員 の皆様方に御出席いただきまして、大変盛況裏 に終了いたしました。県民と警察の距離が少し でも縮まる機会になればなと思って企画したわ けでありますが、意義深い会であったと思いま す。また、委員長、延岡選出の3委員の方々に はちょっと日程がうまく合わせられませんで、 大変失礼をいたしました。また、次の機会にぜ ひよろしくお願いをしたいと思っております。

さて、本日は、常任委員会ということで議会 提出議案20年度宮崎県一般会計補正予算につい て、警察署の名称、位置及び管轄区域を定める 条例の一部を改正する条例(案)について、そ して損害賠償額を定めたことについての3点に ついて御説明させていただくと同時に、その他 の報告事項として、本年の県警察運営方針、運 営重点について、担当の警務部長から説明させ たいと思います。よろしくお願いいたします。

○橋本警務部長 それでは、まず、平成21年2 月定例県議会提出の議案第42号「平成20年度宮 崎県一般会計補正予算(第4号)」の公安委員会 関係について御説明いたしたいと思います。

お手元の平成20年度2月補正歳出予算説明資料、A4、横の分厚いほうでありますけれども、これの443ページをお開きいただければと思います。

まず初めに、今回の補正予算の概要を御説明いたします。補正額の欄がマイナス10億3,412万1,000円となっております。これは、大量退職期に入りまして、若手警察官の構成比率が増加したことによって、給与の年間支給総額が減少したことによりまして、職員の人件費を6億2,000万円減額、退職予定者に対する退職手当の支給見込み額がおおむね確定したことにより、退職手当約5,500万円の減額、その他物件費の入札残などによりまして、約3億6,000万の減額となっており、その結果、公安委員会の補正につきましては減額額として、10億3,412万1,000円という形でお願いしたいと思っております。今回のこの補正によりまして、公安委員会の補正

後の予算額は283億897万7,000円となります。この予算額は、恩給及び退職年金費を含まない額でございます。

それでは、個別に御説明いたします。447ページから御説明いたします。まず、上段左側の会計科目(事項)の欄をごらんいただきたいと思いますけれども、まず、警察費のうちの公安委員会費でございますが、これについては、マイナス97万2,000円となっております。これは、公安委員会の運営に要する経費の執行残に伴うものでございます。

次に、(目)警察本部費(事項)職員費でございます。これは先ほど冒頭説明いたしました職員給与費でございますけれども、これはマイナス6億1,859万3,000円でございます。先ほど御説明したとおり、若手警察官の構成比率がふえたことによりまして、年間の給与所得が減少したことによることが大きな要因でございます。

このような多額の人件費の不用が生じるということにつきまして、若干説明いたしますと、職員給与費の当初予算額というのは、前年度の1月1日に在籍する職員の給与支給額に基づき決定しております。しかし、実際は、定年を迎える職員が3月31日に退職しまして、4月1日に若い人が入ってくるということになりますから、その部分の差額がこのような額になってあらわれるということでございます。このような現象は、どうも知事部局や教育委員会においても同様の形になっておると聞いております。

次に、(事項)運営費、補正額マイナス1億556 万でございます。これは、警察職員設置に要す る費用の執行残に伴う補正でありまして、主な ものとしましては、これも冒頭説明いたしまし た退職手当のマイナス5,647万1,000円、それか ら番号7になりますけれども、警察業務電算化 推進事業経費マイナス2,648万8,000円でございます。退職手当の減額といいますのは、当初予算では定年退職者70名、希望退職者等16名の86名見込んでおりましたけれども、実際には定年退職予定者の中に、前年度末に退職する人が出たということであるとか、また希望退職者などが増加しましたことから、要は86名見込んでおりましたけれども、実際には84名の退職手当が不用になったということでございます。また、警察業務電算化推進事業経費の減額でございます。すけれども、これは、警察内で構築しています事業ネットワークの回線使用料及びパソコン端末のリース料でございます。こういったものの入札残が主なものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。 装備費でございます。これにつきましては、7,031 万8,000円の減額補正を予定しております。主な ものとしましては、3番の警察装備資器材維持 費マイナス1,144万1,000円、それから、番号4 のヘリコプター運用経費マイナス4,115万8,000 円でございます。警察装備費資器材の減額であ りますけれども、これはいわゆる入札残のような ものでございます。また、番号4のヘリコプター 運用経費でございますけれども、これは、こと し警察の抱えております1機のヘリコプターで ございますけれども、1,500時間点検という、航 空法に定める定期点検がございまして、それに 要する費用を計上しておりました。その点検修 繕料と、それから点検期間中の代替用民間ヘリ コプターのリース料を計上しておるところでご ざいますけれども、うち、点検修繕料につきま しては、当初相当部分の部品をかえなくちゃい けないなということで予算措置をしておりまし たけれども、点検した結果、それほどの部品交

換が要らなくなったということで、これが不用 額につながったというものでございます。

次に、(目) 警察施設費、(事項) 警察施設費 でございます。これにつきましては、マイナ ス6,186万4,000円の補正を予定しております。 主なものとしましては、番号1の交番、駐在所 庁舎新築費マイナス1,357万5,000円、それから、 番号3の警察庁舎及び宿舎維持管理費マイナ ス2,932万6,000円、番号6のその他警察施設営 繕費マイナス1,566万2,000円、このようなもの がございます。交番、駐在所の新築費の減額で ございますけれども、これは平成20年度中に建 設しました3つの交番、駐在所がございます。 これの工事費や設計委託料の入札残でございま す。また、庁舎の維持管理費でございますけれ ども、これにつきましても、清掃委託や機械設 備、電気設備等の保守点検契約がございますが、 これに係る入札残というものがマイナス2,932万 ほど計上できたということでございます。また、 その他施設営繕費でございますけれども、これ につきましても、工事請負費や設計委託料等の 入札残ということでございます。

次に、(目)運転免許費でございます。これにつきましては、補正額として1,499万1,000円の減額補正を予定しております。これは運転免許試験であるとか、各種講習、その他運転免許事務処理に要する経費の執行残に伴う補正でございまして、主なものといたしましては、番号2にありますけれども、運転免許証ICカード化導入事業として1,500万7,000円の減額補正となっております。

次のページに移ります。(目) 警察活動費(事項) 一般活動費でございます。これつきましては、補正額はマイナス1億3,438万5,000円であります。これは、一般警察活動に要する経費の

執行残に伴う補正でありまして、主なものとしましては、その下の欄にありますけれども、番号2の自動車管理保管場所証明事務に要する経費マイナス3,598万9,000円、番号3被留置者経費マイナス1,469万6,000円、番号10捜査情報統合管理システム整備事業のマイナス1,846万7,000円、番号11その他の警察活動経費等マイナス5,115万4,000円となっております。

個別に説明いたしますと、まず、自動車保管 場所証明事務に要する経費の減額につきまして は、委託業務で行っている自動車の保管場所の 調査、入力業務でありますけれども、自動車販 売台数の減少に伴いまして、自動車保管場所証 明の申請件数が予定よりも少なくなるというこ とが見込まれるものですから、その少なくなっ た部分に対応する委託料も減るということで、 減額補正をするというものでございます。被留 置者経費の減額は、延べ被留置者の数の減に伴 う被留置者給食費の不用減額でございます。ま た、捜査情報統合管理システム整備事業の減額 につきましては、これはシステムリース料の入 札残ということでございます。また、その他警 察活動費、これも5,000万ほど減額をしておりま すけれども、いわゆるコピー代だとか、もしく は印刷費、消耗品等でございますけれども、い ずれにつきましても、いわゆる入札残、入札し た結果安く調達できたということで、このよう な額を減額補正とするものでございます。

次に、(事項)交通安全施設維持費、補正額はマイナス1,143万8,000円の部分でございます。これは、交通安全施設維持管理に要する経費の執行残に伴う補正でございまして、主なものは交通安全施設維持委託料の入札残でございます。次に、(事項)交通安全施設整備事業費マイナス1,600万の補正でございます。これは交通安全

施設整備事業に要する経費の執行残に伴う補正 でございまして、信号機等のデザインポール共 架事業費を減額するものでございます。

具体的には、平成20年度に道路管理者が実施する電線地中化工事、これに伴って並行して実施する予定であった宮崎市錦町交差点から江平交差点までの信号機のデザインポール共架工事につきまして、道路管理者である宮崎市の工事計画がおくれるということでございますので、平成22年度以降に完成する見込みとなったものですから、その分については不用ということになったものでございます。

引き続きまして、繰越明許費について御説明いたしたいと思います。お手元の平成21年2月定例県議会提出予算事項別明細書、補正分とありますが、これの323ページの下から2つが警察本部関係でございますけれども、平成20年度の繰越明許費はこの2つでございます。交番、駐在所庁舎新築事業の予算額1,600万円と、それから警察活動費の信号機等のデザインポール共架整備事業予算額1,367万9,000円のこの2つでございます。

まず、最初の交番、駐在所庁舎新築事業につきましては、平成20年度に都城警察署の乙房駐在署の建てかえを計画しておりましたけれども、その近隣住民との間で建物の設計に関する調整に若干の時間を要しましたことから、次年度に予算を繰り越すというものでございます。また、信号機等のデザインポール共架整備事業につきましては、先ほど御説明した部分でございますけれども、若干工事のおくれがあるということでありますので、この部分に予定していた予算につきましては、繰越明許するということでございます。以上が一般会計補正予算に関しての説明でございます。

次に、議案第56号「警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例 (案)」について御説明いたします。これにつきましては、資料を用意しておりますので、資料をごらんいただければと思います。資料1でございます。

御案内のとおり、本年3月30日に日南市、北郷町及び南郷町が合併して新たな日南市が設置されることになります。日南警察署の管轄区域については、現在、日南市、南那珂郡となっておりますけれども、南那珂郡がなくなり日南市になるということで、日南警察署の管轄区域を日南市のみの表記とするという形式的な改正を行うものでございます。これが2点目の説明事項でございます。

続きまして、3点目の説明事項でございます。 平成21年2月定例県議会提出報告書の「損害賠償 額を定めたことについて」というものでござい まして、平成21年2月定例県議会提出報告書の 3ページでございます。これは、損害賠償額を 定めたものについての御説明でございまして、 これにつきましては、地方自治法第180条第2項 に基づく報告事項でございます。具体的な内容 は3ページの一番上でございますけれども、宮 崎南警察署の警察官の公用バイクを運転して警 ら中、安全の不確認によりまして、公用バイク の後方に停車していた自動二輪車に接触した事 故というものがございました。そのため、相手 方の車両の修理費として8,715円でございますけ れども、これを損害賠償額を支払うことになっ ており、このことについての御報告を議会のほ うにさせていただくというものでございます。

最後に、その他の報告事項といたしまして、 「平成21年度宮崎県警察運営方針及び運営重点」 について御説明をいたしたいと思います。これ につきましては、資料を用意しておりますので、 資料に従って説明いたしたいと思います。

資料2でございます。資料2にありますとお り、本年の運営方針としては、従前に引き続き 「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」と するとともに、サブタイトルといたしまして、 「安全で安心な宮崎をめざして」といたしまし た。これは事件・事故等がますます複雑多様化 する昨今の状況を踏まえ、宮崎が住みよいこと を願う県民の期待と信頼にこたえるために、宮 崎県警察の総合力を結集した力強い警察活動を 本年も引き続き展開しようというものでござい ます。この方針のもとでの具体的な取り組みと いたしまして、「街頭犯罪等の抑止・検挙と地域 安全活動の推進」、「交通事故の抑止と交通秩序 の確立」、「重要犯罪等の徹底検挙と組織犯罪の 封圧」、「少年の健全育成と非行防止」、「テロの 未然防止と災害等重大事案対策の推進」、「犯罪 被害者支援の推進」、以上6項目を運営重点とし て掲げております。

個々の運営重点についての概要を御説明いた したいと思います。まず、街頭犯罪等の抑止・ 検挙と地域安全活動の推進についてでござい身近 すけれども、これにつきましては、県民が身近 に不安を感じている街頭犯罪や侵入盗への対策 を重点にしつ、被害が深刻化している振り込 め詐欺につきましても、その撲滅に向けてしっ かりとした検挙活動と防犯活動を推進すること によりまして、県民の体感治安の向上を図ると いうことが主な目的でございます。そこで、地域 の犯罪実態に対する的確な分析に基づく警戒活 動などの展開や迅速な初動捜査による徹底検挙 など、抑止と検挙両面の諸対策を強力に推進す るとともに、振り込め詐欺対策にあっても金融 機関や各種関係機関・団体との連携を図りなが ら、その撲滅に向け、予防と検挙両面の諸対策 を強力に推進していくこととしております。

また、地域安全活動の推進につきましては、 県内で約300の防犯ボランティア団体が結成され、活動しておりますけれども、犯罪や地域安 全活動に関する情報を積極的に提供するととも に、積極的な広報啓発活動を推進して、地域住 民による安全で安心な地域づくりに向けた防犯 ボランティア活動が社会システムとして定着す るための支援と連携を強化していくということ を考えております。

次に、2つ目の交通事故の抑止と交通秩序の確立についてでございます。昨年は、本県警察の総合力を挙げて交通事故対策を推進した結果、交通死者数は48人、前年比の減少率全国1位となるとともに、第8次宮崎県交通安全計画の「平成22年までに61人以下にする」という目標を、2年前倒しで達成したところでございます。また、発生件数・負傷者数についても3年連続の減少となりました。

しかしながら、全交通死者数に占める高齢者の割合が依然として50%を超えていること、また、本県人口10万人当たりの交通死者数もどうにか全国平均という状況にありまして、本県の交通情勢はまだ厳しい状況にあるという認識を持っております。また、一昨年の飲酒運転等の厳罰化以降も全国的に悲惨な飲酒運転による事故が後を絶たない現状から、飲酒運転根絶に向けた取締りの強化と交通事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反の取締りによりまして、法と秩序の確立を図る必要があると考えております。

このような情勢を受けまして、交通事故抑止 対策といたしましては、交通死者数の減少に着

目するのみならず、交通事故の発生そのものを 抑制することが重要であると考え、本年の運営 重点についても、「交通死亡事故の抑止」を「交 通事故の抑止」に改めております。本年も高齢 者の交通事故防止対策に重点を置きながら、知 事部局や市町村を初め、関係機関・団体との連 携を密にしながら、飲酒運転の根絶、交通安全 施設の整備充実など、各種交通安全対策を盛り 込んだ、我々、防衛作戦と呼んでおりますけれ ども、交通事故抑止総合対策を推進したいと考 えております。

次に、重要犯罪等の徹底検挙と組織犯罪の封 圧についてでございます。重要犯罪につきまし ては、昨年中は緻密かつ迅速・適正な捜査を推 進いたしまして、日向市内で発生したコンビニ 強盗の犯人を早期に検挙するなど、重要凶悪事 件の解決を図ってきたところでございます。本 年も引き続き、県民に不安を与え、その安全を 脅かす殺人や強盗などの重要犯罪や侵入盗犯・ 窃盗の徹底検挙を図っていくこととしておりま す。

また、暴力団などの組織犯罪につきましても、 昨年中は、山口組系の暴力団幹部組員等を食品 衛生法違反、商標法違反,覚せい剤取締法違反な ど、違法な資金獲得活動に着目してあらゆる法 令を駆使して検挙してきたところでございます けれども、本年も、暴力団などの組織犯罪の壊 滅に向けて、違法な資金源を封圧するために諸 対策を推進するとともに、住民生活を脅かす銃 器犯罪を防止するためのけん銃等の摘発や薬物 犯罪などの組織犯罪対策の徹底研究を図ってい くこととしております。

次に、少年の健全育成と非行防止についてで ございます。新みやざき創造計画の戦略にも掲 げられておりますとおり、地域安全対策を推進 する上で、少年の非行を防止し、その健全育成を図ることは、安全で安心な暮らしを確保する上で極めて重要な課題であり、昨年中は、非行防止教室の開催、関係機関や団体との連携による街頭補導活動などに取り組んできたところでございます。本県における犯罪少年の検挙人員は、平成18年から3年連続して減少しておりますけれども、これは、少年人口が減少しているということも原因の一つとして考えられます。また、昨年は非行グループによる強盗致傷事件など、少年による凶悪事件も発生しており、引き続き対策を強化する必要があるという認識を持っております。

このような情勢を受けまして、本年も、スクールサポーターの活用や少年サポートセンターの効果的な運用を初め、学校や少年警察ボランティアなどの関係機関・団体との連携強化による少年の規範意識の醸成や、地域社会における健全育成の機運の高揚を図ることとしております。また、インターネット上の違法・有害情報等少年に悪影響を与える環境の浄化などの諸対策も推進することとしておりまして、あわせて児童買春などの福祉犯の取締りや適正な少年事件捜査を推進していくこととしております。

次に、テロの未然防止と災害等重大事案対策の推進についてでございます。国際テロ情勢といいますのは、昨年のサミット終了後も厳しく、我が国においても予断を許さない情勢でございまして、不安定な社会情勢のもと、右翼、極左暴力集団等の動向も予断を許さない状況でございます。このため、サミット警備諸対策に引き続き、各種管理者対策の徹底など、官民一体の協力関係を強化するとともに、広範な情報収集と容疑解明の推進など総合力を結集して、テロの未然防止を図ることとしております。

また、本県は、地震、風水害などの自然災害の発生するおそれが高いことから、災害等重大事案発生時におきましては、組織一体となった初動態勢の迅速な確立を図りまして、これに的確に対処するため、具体的な事案の発生を想定した実践的訓練を徹底するなど、有事即応態勢の確立に向けた諸対策を推進することとしております。

最後に、犯罪被害者支援の推進でございます。 警察は、被害者にとって最も身近な機関であり まして、被害の回復や軽減について、県民から 大きな期待を寄せられる立場にあることから、 犯罪被害者等の視点に立ったきめ細かな支援な どを確実に行っていくことが警察活動の重要な 基本事項の一つであると考えております。

昨年は、国において、犯罪被害者支援法の改正による犯罪被害給付制度の拡充を初め、刑事訴訟法の改正などによる刑事裁判への被害者参加制度や損害賠償命令制度など、犯罪被害者支援に関する法整備が進められ、本県におきましても、知事部局に対して働きを行った結果、県に被害者支援の担当窓口も設置されたところでございます。本年も、被害者などに対する犯罪被害者給付制度の確実な教示と迅速な裁定を実施するとともに、市町村や宮崎犯罪被害者支援センター等関係機関・団体との緊密な連携強化によりまして、総合的な被害者支援を推進していきたいと考えております。

以上、平成21年の運営方針及び運営重点について御説明いたしましたけれども、本年も県民の負託にこたえるべく、各種警察活動を積極的に展開することにいたしておりますので、今後とも御理解、御支援のほどよろしくお願いするとともに、以上の方針に従って、来週には平成21年度予算についても、よりよい予算編成をして

いるということでございますので、よろしく御 審議いただければと思っております。以上です。 〇押川委員長 執行部の説明が終了いたしまし た。

まず、議案及び報告事項についての質疑を求めます。議員の皆さん方、よろしくお願いいた します。

○萩原委員 予算についてはないんですけれど も、希望退職者の主な理由というのはどういう ことでしょうか。病気だとか、もう取締り役が 疲れたということでしょうか。

○橋本警務部長 体の健康というのが問題になっている方もいらっしゃいますし、それから家庭の事情などによりまして早くやめられる方とか、いろいろ千差万別でございますけれども、特に、職場環境云々かんぬんということでもあり、基本的には御自身の御都合で1年、2年早くやめられる方というのが一般的だというふうに考えております。

○太田委員 予算は、おおむね良好に執行されているとは思っておりますが、例の、昨年も聞いたかなと思うんですが、職員の見込みについて1月1日で設定をして、それでやっておりますのでということで、6億近くの執行残が残るわけですが、これは、知事部局でもそういうをしているということで、統一的に財政課のでそういう扱いをしているという考え方のようです。これは、例えば職員が多いからこういうから3月まではこういうような見込みである、そして、来年の4月1日以降はこのくらいの見込みであるというようなことで、何かそういう予算の組み方は不可能なのか、ちょっとそれを思ったところです。いかがでしょうかね。

○橋本警務部長 昨年、指摘を受けまして、直

ちに見直しすることを予定しておりましたが、 残念ながら、昨年指摘を受けた時点では既に平 成20年度予算というものは固まっておりまして、 平成20年度予算においては反映することはでき ませんでした。

ただし、来週また提出いたします平成21年度 予算につきましては、少なくとも、県警部分の 人件費につきましては、大量退職し若い人が入っ てくるという、この世代交代を踏まえた人件費 を計上することにしておりまして、平成21年度 の決算といいますか、補正時点においては、こ れほど多くの不用額が出ないような努力をして いるところでございます。

○太田委員 わかりました。見込みですから、本当、根は神経使ってされているということはもうわかっておりますので。それと、先ほどの繰越明許のところで乙房駐在所の話が出ましたが、設計の問題で住民の方との何かちょっと、意見を聞いたのか、そういう慎重にされているんだろうなとは思いますが、例えば、住民の方からこういう設計にしてもらいたいとか、いい意味で何かそういう要望が上がったりしているのかなと思いまして、その辺の状況はどういうことだったんでしょうか。

○橋本警務部長 何といいますか、いわゆる近 隣のところに新しい建物が建つもんですから、 近隣住民からすると、余り自分の家に影響がないような形で物をつくってくれという要望もございます。駐在所ですから、近隣の方と余りコミュニケーションがなくて、後でトラブルになっても困るもんですから、そういった意味で丁寧にお話をしながら、新しい駐在所の設計についてやった結果、若干時間を要してしまったと、こういったような内容でございます。

〇相浦警察本部長 ちょっと具体的な市民の方

とのかかわりがありますので、少し近くにお住まいの方で、端的に申しますと、建物ができ上がったときの日照の問題でちょっと御注文がございまして、それで、現代社会は、法律に照事が設め世界での一般常識に照らせば、私どもの当からということは自信はあったんですが、そういう問題でもないのかなと、確かに日照上の問題が生じるのは事実でありまして、繰越明許という形で議会にも御迷惑をかけるんですけれども、それは近隣の住民の方との円満な環境を維持するほうが中長期的に見てもやっぱり正しい選択だろうということで、こういう形をとはでまませ

○太田委員 わかりました。なかなか難しい問題があるんだなと、私は、建物の構造上のことで何か要望が上がったのかなと思いまして……。

今後のことなんですが、延岡でも新しい交番 をつくられましたね。例えば、警察というと、 市民から見たら怖いとかいうのがあって、昔の お巡りさんみたいな雰囲気で見られたりするの がいいんじゃないかなというような気もして、 交番等でも地区の老人クラブあたりが、ちょっ と昼会合やるから貸してくれんだろうかと、例 えば会議室みたいなものですね。そんなふうに 公の施設が多少地域に開放されていくのもいい 意味でイメージアップにつながるならいいこと なのかなと思いまして、ただ、警察という業務 としてきちっと、あんまり法令を無視してやる のもいかがなものかというのもありますけど、 多少そういう要望も上がりつつあったりするの かな、そして、交番とかそういったのも少し市 民に開放されているよというイメージも大切な

ものなのかなと思いまして、その辺はどんなものなんでしょうか、将来。

○橋本警務部長 新しく建てかえている交番な り駐在所でございますけれども、新しい設計に おいては、コミュニティスペースというものを 可能な限り設けるようにしておりまして、そう いったようなスペースを使いながら、その交番 員であるとか、駐在所員と地域住民の方々との 接点としても使えるような構造にしております。 ○椎葉生活安全部長 具体的には先ほど言いま したように、コミュニティスペースというのを 新しい駐在所、交番には必ず設けておりまして、 スペース的にはそうですね、最大でも7~8人 ぐらいは座れるぐらいのスペースですか、それ ができていまして、具体的には、その地域の防 犯ボランティア団体の方々との合同パトロール の打ち合わせであるとか、それから少年ボラン ティアの関係との打ち合わせであるとか、いろ いろそういう会合というか、ちょっとした打ち 合わせ等に利用されているのが現状でございま す。

○太田委員 わかりました。私も延岡の交番を 見させてもらいました。コミュニティスペース というのがあるわけですね。そこも見させても らいましたが、言われるとおり、少し小じんま りしたところかなというような気もしまして、 ただ、そういうのがあるということについては、 PRをぜひしていただいて、地区のそういう防 犯関係の人に限定はされるとは思いますけど、 少し用途も地区の老人クラブとか、何かそうい うのでも開放できるならぜひお願いしたいと思 います。

最後になりますが、運営方針のところで、少年の健全育成と非行防止というのがあるんですが……。

○押川委員長 ちょっと待ってください。議案がなければ、その他報告事項にも入らせていただきたいと思いますが、では、太田委員。

○太田委員 非行防止というところ辺のテーマ になると思うんですが、刑事部長あたりのとこ ろが一番担当部署になるかなと思いますが、例 えば、いろんな犯罪者を調べていくと、その背 景に家庭の問題とか、この人間を罰するのに、 この子供や、この人がどのような家庭環境の中 で生活してきたのだろうかというその背景を見 たときに、物すごくその人個人を責められない ような悲しい出来事なんかいっぱいあると思う んですね。それを恐らく見てこられていると思 うんですね。私たちもいろんなお世話するとき に、本当にかわいそうだなと思うような人たち にも出会うもんですから、そういった分野は教 育委員会がテーマとしてやるわけですが、家庭 のあり方については、こうあってほしいという ことを警察のほうからの何らかのメッセージが 教育現場なり、世の中の親にこういうような家 庭にしたらいかんよという、親としてしっかり してもらわないかんところがあるんだよという、 そういうメッセージを送られる何か方法、一番 詳しいというか、一番世の中を見てこられてい る部署だろうと思うんですね。だから、例えば ――ごめんなさい、話が長くなって申しわけあ りませんが、小学校、中学校との定期協議の場 や何かありますよね。ああいうところでも警察 官の方が来られて、いろんな説明されることが ありますが、そういう場合でも、ぜひそういう 親のあり方とかいうことを警察のほうからも何 かメッセージを送ってもらうといいがなと、そ してPTAの何か全体集会なんかがあったとき なんかにも警察のほうからもその辺の家庭のあ り方についてとか、そういうメッセージを逆に

送っていただくといいがなと、ちょっと思ったところです。いかがなものでしょうか。

〇椎葉生活安全部長 子供のことですか、私のほうは……。

〇太田委員 はい。

○椎葉生活安全部長 同じ事件を捜査するときに、少年事件と成年事件の大きな違いというのは、いわゆる成人事件は、その事実関係と情状というのもありますけれども、少年事件の場合は、いわゆる同じ非行事実があったにしても、その背景にある、親の監護能力であるとか、本人の生活環境であるとか、そこ辺を解明するのが非常に少年警察の分野は重要な分野でありまして、その辺を重視して、結論的には、この少年をどういう処遇にしてほしいという意見をつけて送致をするというのが少年事件捜査でございます。

その家庭環境の問題につきましては、警察の ほうから発信する手段としましては、今、学校 警察総合連絡制度というのがございますが、こ れは、県教委それから全市町村の教育委員会と 協定を締結いたしまして、警察のほうで検挙補 導した少年については、全部が全部じゃないん ですけれども、学校側のほうに、「こういう子供 を検挙しました。近々こういう問題があります ので、後のほうのケアをよろしくお願いします」 というのを連絡をしていますので、学校側では そういう少年の非行事実だけじゃなくて、少年 が持っているいろんな問題も含めて、学校のほ うでいろいろ指導教育をされていると考えてお ります。当然、父兄のほうに来ていただいて、 保護者の、いわゆる今後この子供をどうするの かというのは、必ず、調書化しますので、その 中でその問題点も把握できますし、私どももそ の親御さんに対して、こういうことを改善しな ければだめですよという教育的な指導というの はやっております。

そのほか、非行防止教室等についても父兄が 出席している場面がございますので、その場に おきましても、一般論として、保護者のあり方 であるとか、監護のあり方であるとか、こうい う話も随所に出てくる内容だというふうに考え ております。以上です。

○福田委員 難しい字を見つけましたので、447ページの「公衆接遇費」、当時は派出所ですね、今の交番ですね。お巡りさんが地域に溶け込むための経費として30年近くになりますかね、公衆接遇費の費目ができたんですが、ちょっと減額になっていますが、今、この公衆接遇費や派出所の家族に対するいろんな報償ですね、この辺はかなり充実をしてきたと思うんですが、どういう内容になっていますでしょうかね。

○永野会計課長 公衆接遇費につきましては、例えば、駐在所なんかですが、奥様と一緒に住んでいるということで、奥様につきましては、非常に地域の活動に参加されているわけですね。そういった関係で、配偶者等の協力家族報償費としまして7万9,000円ほど措置しております。今回の不用額につきましては、対象施設としましては119施設あったんですが、そのうちの93施設を奥様が一緒に来られるという想定で組んでおりました。ところが、単身赴任の方が若干多くて、実質は90名の奥様が帯同ということで不用額が出た状況でございます。

○福田委員 地域のいろんな会合に入っていき やすいように、ちょっとした交際費等を当時組 んだ経緯がありますが、その内容はどういうふ うに変化しているかなと思って、ちょっとお聞 きしたんですが。

〇椎葉生活安全部長 そのとおり、交番、駐在

所の、これ主に交番ですけれども、交際費みたいな感じで公衆接遇費の予算措置をしていまして、昨年は1施設1万4,000円、年間ですが、67万2,000円の予算措置をしています。施設は48施設だけしていますが、これは今先ほど参事官の方から話がありましたように、家族報償費が出ておるところは、これは予算措置しておりません。全くないところだけを予算措置をして、消防団の会合等に焼酎2本持っていくとか、そういう金に使っているわけであります。以上です。

○福田委員 ありがとうございました。安心しました。

○井本委員 以前にビデオで若い青少年が夜中 にしゃがみ込んで、コンビニあたりでうろうろ しているようなフィルムを見たことがありまし たけど、相変わらず同じような状態なんですか ね。

 O椎葉生活安全部長
 全くないとは言い切れません。ただ……。

〇井本委員 大分よくなった……。

○椎葉生活安全部長 ここ数年前と比べますと、 特に宮崎駅あたりがちょっとひどい状態があっ たんですけれども、最近はほとんど宮崎駅構内 でも見られませんし、全般的にはかなり改善し てきていると考えております。

○井本委員 それは何でそんなになったんで しょうかね。やっぱり取締りがきいたんですか、 それとも何か別の……。

○椎葉生活安全部長 一番大きな原因は、管轄の交番員、パトカーなり、それから宮崎市内では特別機動警察隊というのがございますが、その隊員が頻繁にそういうたまり場付近を巡回をして、そこにたむろしておれば、早く帰るように説得をしたり、また職務質問したり、そういう活動が功を奏していると考えております。

○井本委員 もう一つ。「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」というのは、これはだれが一そちらで考えたのかなと思って。警察は、我々は最初から強いもんだと思っておるからですよ。こんな力強いというのは何か、「こたえる頼もしい警察」とかね、そういうのがよかったんじゃないのかなという気がするんだけども、これは、皆さんで考えられたんですか。

○相浦警察本部長 みんなで考えました。公安 委員会のほうにも御報告を申し上げて、これで 了ということでやっておるものでございまして、 井本委員の御質疑もごもっともでありまして、 力強いのは当たり前だと言われますとそれまで なんでございますけれども、もう一度その原点 をここで学習するという意味で、あえて力強い という形容詞をつけたということでございまし て、それ以上特段の意味はございません。

○井本委員 ちょっと今、思い出したんだけれども、我々は、いつも民主的コントロールを4年に一回は選挙させられるし、マスコミは言うし、県民はいろいろ言われるし、警察に対する民主的コントロールというのは何なのかなあと常々思うことがあるんですよ。ここで我々もわあわあ言うけど、警察にはあんまり言うといかんわなという思いはあるんですよ。だから、警察に対する民主的コントローというのはどういうものが具体的にあるんですかね。ちょっと聞かしてもらうと。

〇相浦警察本部長制度の一番根っこをいいますと、やっぱり県議会に対してさまざまな御報告をしたり、先生方から御質問を受けて、行政の内容についてお話をするというのが一番制度の根幹の部分だと思います。

それと、あと、御案内のとおり、警察は、知 事部局とは別の組織上の仕組みになっておりま

して、あくまで所属の上では知事所轄になって おりますが、県の公安委員会という合議体の組 織の管理のもとに警察があるということでござ いまして、公安委員お三方、当県の場合は任命 されておりますが、知事の任命で議会同意とい う形になっておりますけれども、例えば、政治 色の一定の排除というようなこともございます し、あくまでも合議体として意見決定をしても らうと、1人が何かを決めるということではな くて、3人の方の御見識で意見を決めてもらっ て、そして、その管理のもとに警察の運営がさ れておりますから、もちろん一挙手一投足まで 御指導を賜るということは想定しておりません けれども、大所高所から警察の方向性だとか、 直近の社会情勢を受けて修正が必要ならば、新 たな方向性をどうするのかということについて 御指導を得ているというのがございます。

それと、あと、数年前に警察改革、これは全 国的にちょっと警察の諸活動をめぐっていろい ろな失態が明るみになったことをきっかけに、 警察の刷新を行おうということが数年前に行わ れましたが、そのときに警察法が改正されて、 各警察署に警察署協議会というものが設けられ ております。これは、各警察署の地域地域に由 来するいろんな諸問題について、きめ細かく、 管内にお住みになっておられる方々に意見を 言っていただいて、警察署長の方がいろいろ諮 問をしてお答えをいただいたり、逆に、そちら のほうからいろいろとお声をかけていただいて、 こちらが答えるというようなことで、より地域 に根差ざした形で民主的コントロールも図って いこうじゃないかということでございまして、 大きく分けると、この3つかなというふうに考 えております。

〇井本委員 わかりました。ありがとうござい

ました。

○萩原委員 生活安全部長に要望やらお願いみ たいなのをやるんですけどね。

いろんな地域で、5月から冬の初めぐらいま でには一斉にお祭りが行われてきます。祭りに 欠かせないのが移動商なんですよね。いわゆる 露天商、3年ぐらい前から移動商も法人格、移 動商業協同組合というふうにして、移動商の親 方は、今までは会長という呼ばれ方をしていま した。今は理事長となっていまして、なぜ、こ ういうことをいろいろ知っているかというと、 私は、青年会議所時代に都城盆地祭りというの を36年ぐらい前に立ち上げたときに、約1キロ にわたるいろんな商売、子供たちが喜ぶために 移動商の皆さんに交渉に行きまして、そのとき に、私は、「あなたたちは暴力団とは関係ありま せんね」ということを念を押して移動商の皆さ んに開放していったわけです。もちろん、それ までは、以前はテキヤとかいろいろ言われてい ましてね。中には暴力団と通じている人もいた わけです。3年ぐらい前から、これは法人格を とるために、そういうことを排除しようという ことでいろいろやってきたんです。ところが、 人間だれでも生きていかなければいけないもん ですから、移動商の中に広域暴力団の中に入っ ている人間が出てきたわけです。それで、2~ 3年前から、都城警察署の課長さんたちにお願 いをしておったのは、いわゆる祭りをするとショ バですね。どういう場所が一番売り上げるかと いうことが非常に大きな問題なんです。それで 結局、3年ぐらい前まではスムーズにいってい たんですけれども、そういう後ろに看板を持っ た人間が、グループが何人か入ってきたもんで すから、かつての会長、いわゆる今の理事長の 威厳が通じなくなったわけですよ。後ろ盾が出

てきたもんですから。それで、いろいろと法人格になったときに、鹿児島県警OBが顧問に入ってきたわけですね。せっかく法人格を得たんだから、いわゆる暴力団との縁を断ち切っていこうということで顧問になってきたんです。ところが、その中のごく少数のグループですけどね。結局、どんな組織でも不満が出てくるわけですよ。それが会長、今の理事長に対して不満を持ってくると、そういう組織の力を持っていろいろとショバの決め方を取り仕切ろうとしたわけです。

それで、私の家に来たんですよ。私は、そう いうかかわりを一番最初からやっていたもんで すから、これはいかんと思って、都城警察署の 生安課に行って、何とか警察署の中でその場所 を決めてやらないと――警察が直接立ち会う必 要はないんです。警察署の中で会議をしなさい というと、指定暴力団とかそういうのに関係あ る人間も警察署の中ではさすがにやかましく言 わなくなるんですよ。それで、スムーズにいく ようにはなってきたんです。なかなか難しい世 界でしてね、私は、何人か、子供のころから見 ておった子が今移動商の協同組合に入って一生 懸命自分の家庭を支えておるんですよ。まじめ にやっておるのがいるんですよ。たまたま一般 普通の会社には勤められない、ところがああい うキャラメル売ったり、焼きいかを売ったりす るのが大好きだという、それで生活を支えてい る子供たちがいるもんですから、何とかこれは 暴力沙汰にならないようにと思って、今、心血 を注いでいるんです。これから先、ずっと都城 は特に多いんですよね。そういうときに、都城 に限らず、お祭りがあるとそういう移動商の皆 さんがいろいろ出てくる場面があるもんですか らね。そういう暴力団と直接かかわりのあるグ ループもなかなか排除するわけにはいかないん ですよね。移動商の長年のしきたりで、おきて があるもんですから。その辺をひとつ暴力沙汰 にならないように、そういうショバといいます か、売り場を決めるときには外部でやると、バッ クに持っておる人間のほうが強いんですね。威 圧的ですから。場合によっちゃ切った張ったに なるわけですから、それを警察署の中ですると 割とスムーズにいくのを経験しましたから、ひ とつ、これからもそういうとこには十分配慮し ていいただくようにしていただかないといかん なと思っております。というのは、やっぱり彼 らはいろんな祭りの、言うならば裏方ですよね。 ムードをつくるためにやっぱりそういう人たち がおらないと、なかなか今、ボランティアでと 言ったって、それは幾つかのグループは、大が かりな祭りには出るけれども、総体的には、せっ かく今、法人格になった移動商の皆さん方が支 えてくれないとどうにもならないもんですから、 ひとつぜひ、その辺の配慮を各警察署でもして いただくように、何かコメントがありました ら……。

○松尾刑事部長 よくわからんですけれども、 原則的には、移動商の方々の内部的なお話であ りましょうから、警察がしゃしゃり出ていって、 ああしなさい、こうしなさいということはまず できないのかなと私のほうでは思っているんで すよ。ですから、もしその中で何か暴力的なも のが出てくるとかいうことになれば、我々とし ては、取締りをやらざるを得ませんし、警告を 発したり、そういうこともできるのかなという 気もしておりますけれども、冒頭申し上げまし たように、原則的には、やっぱり組織の方々の 中で、そういう規律を持って何といいますかね、 ショバ割なり何なりしていただくのが正しいん じゃないかなと思いますけれども。

○萩原委員 警察が口を出しなさいとは言ってないんです。だから、そういう会議を、警察署の空き部屋でもいいから、「ここでちょっと話し合いしなさい」とやらすことだけはいいんじゃないかなと思うんです。

〇相浦警察本部長 ちょっと先だっても話しま したが、暴力団ですね、歴史的沿革を見ますと、 博徒の流れと露天商の流れという非常に大きな 流れでございます。博徒というとばくち打ちで すから、堂々とやったら直ちにつかまるという ことで次第次第に博徒系というのはあれなんで すが、露天商というのはいわば正業でございま すから、これはなかなか難しい問題をもともと 伝統的に抱えておりました。暴力団対策法をつ くって以降、指定暴力団ということできちっと 暴力団員として法律上、言ってみれば認定をさ れれば、いろいろな法規制がかかるようになっ ておりますし、そういう暴力団勢力が跳梁ばっ こするということは、治安にとっては由々しき 事態でございますから、ありとあらゆる手段を 使って、できるだけ排除をし、またそういうも のを容認しない社会づくりもしたいと思ってお りますし、また、そのことでお困りの方がある ならば、私どもだけでなくて、暴追センターと いうやや少しソフトな対応のできる法人もでき ておりますので、関係者で知恵を絞って、少な くとも、そうした勢力で御迷惑をされていると いう事態は絶対にないようにしたいと思います。

具体的にどうするのかというと、まさしく各 論の世界になりますので、今、委員のおっしゃっ たようなやり方もあるでしょうし、いろんなや り方があると思います。これは恐らく総論で言っ てもしようがない話でありますが、いずれにし ても、暴力団を認容しない社会、暴力団で困っ ている方を一人でもなくす社会のために、個別 具体にいろいろと知恵を絞っていきたいと思っ ておりますので、警察署のほうに何なりと言っ てただければと思います。

〇押川委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○松村副委員長 きのう電車で帰ったんですけどね、ちょうど高鍋駅におりましたら、駅の周りには駐輪場があるんですけども、非常に今、よくなっていると、警察のパトロールカーが以前よりも何か集中的に警らをしてくれるんだということで、駅周辺の環境というのが、物すごく治安も含めてよくなって、自転車の盗難というのが極端に減ってきたということで、私も駅長さんよく知っているから、「最近どうですか」という話をしたら、非常に感謝されていました。

それと、中身はちょっと見なかったですけど、 駅に何か警察の白い箱が置いてあるんですね。 警察の方が回ってこられたとき、何かそこにやっ てましたですね、県民の声か何かの声なのかな と思ったんですけど、それがある程度地域の声 をよく反映されているのかなということで、そ の辺はちょっと現状はどうなのかというのと、 もう一つは、高鍋なんかも夜、飲み屋街たくさ んあるんですけれども、以前に比べたら景気が 悪いからかどうかわからないですけど、非常に 静かになったなと、やっぱり警察が怖いという のもあるんでしょうけど、抑止力というか、以 前より地域安全活動というか、警ら活動という のが、警察の方針なのかなと思っているんです けれども、ふえているのかということを肌で ちょっと感じてきたもんですから、今度の運営 方針の中で、地域安全活動の推進ということで、 そのお話が出てたんで、ある程度成果は出てい るんじゃないのかなと思ったんですけど、駅の

中の何か箱というのはどういうものかというの とと、引き続き警らをしてほしいという要望と あわせて、何かお話があれば……。

〇椎葉生活安全部長 私どもは今、街頭犯罪の 抑止ということに非常に強い力を注いでおりま して、実を言いますと、昨年も約3.4%ほど減ら したんでありますけれども、自転車は、わずか ですけれども10数件のプラスが出ております。 ピークが平成14年の1万7,700件ぐらいでありま すけれども、昨年が1万1,100件まで約6,600件 ぐらい減少させてきているんですけれども、こ としもさらに減らそうということで、各署とも 躍起になっているわけであります。その中で特 に全体の発生件数の大体4分の1くらいを自転 車盗だけで占めるんですね。ですから、自転車 盗の抑止対策というのが非常に大きな全体の街 頭犯罪抑止計画の中の大きなウエートを占めて いるもんですから、特に、駐輪場対策というの に力を入れていまして、駐輪場といえば駅前、 もしくは大規模なイオンみたいな、ああいうスー パー、それと学校内の駐輪場ですね。この3カ 所が主に駐輪場として大きいわけなんですけれ ども、その中でも特に、無秩序になりやすい駅 前の交番につきましては、いわゆるピンポイン トエリア作戦という名前をつけまして、できる だけ制服の警察官を通学時間帯を中心に配置を して、自転車盗を防ごうという活動を各署とも やっております。特に、高鍋におきましては、 ちょうど昨年自転車盗の抑止の部分が思うよう な結果が出なかったもんですから、さらに強化 をして、高鍋署管内は特に強力にやっているよ うな実情にございます。

それから、駅前の白い箱と言われましたが、 恐らく警ら缶、警ら缶といいますのは、必ず駅 前にだれだれ巡査が警らに行きましたよという 印鑑を押しておく、その箱だと思います。中には目安箱みたいなのもないことはないんですが、恐らく私の感覚では警ら缶ではないかと思いますが、その警ら缶を見ますと、確かに高鍋駅に何時にだれ巡査が警らに行ったよというのが後から裏づけができるわけですね。恐らくその箱だと思います。

それから、盛り場の関係ですけれども、決して警察が取締りしているから飲み客が減ったというわけではございませんで、いずれにしましても、どうしても盛り場の夜間というのはどうしても犯罪が発生する傾向が高いことは間違いない事実でありまして、その時間帯にパトカーであるとか、所轄の警察官が制服で警らを密にしているという事実は、これは間違いない事実であります。それは宮崎の橘通りの、例のニシタチかいわいも同じことでございまして、そういう人が集まって飲んだ上でのいさかいだとか、そういう犯罪が起きる可能性が高いもんですから、そこを重点的に警らを強化しているというのは事実でございます。以上です。

〇松村副委員長 ありがとうございます。今後 ともよろしくお願いいたします。

一般質問等でもちょっとあったんですけれど も、特に、若い子供たちが電車の中でマナーが 悪いんじゃないかとか出てきたんですけど、答 弁としては、最近はそれは少なくなっていると いうお話はありましたけど、電車の中を警備し なくても駅前というか、そのあたりの何という か、非常にクリーンな駅前になっていることで、 子供たちも何か自分で抑止力を少し持ってくる んじゃないかと、軽犯罪と言ってばかにすると、 いずれは大きくなるんで、非常に効果があるん じゃないかなと思って、本当に感謝しています。 駅前周辺をですね。

それと、もう一つなんですけど、3番目に組 織犯罪のことでということ、封圧ということで すけど、お金を借りるサラ金とかいう形はかな り金利の関係で、業者さんたちも数が減ってき たりすることで、どうなるかわかりませんけれ ども、被害者は多いんですけど、サラ金とかじゃ なくて、逆に今度はヤミ金という形で見えない ところでの何か犯罪の可能性というか、被害者 の可能性というのがあるのかなというのも ちょっと感じているんですけれども、実際ある という話は聞いたことはないんですけれども、 ちょっと私も相談を受けて、高鍋警察署のほう にお話をさせていただいたことはあるんですけ れども、ヤミ金と暴力団の関係とかその辺の資 金源とか、あるいは犯罪の現状とか、そういう のはどんなものですか。私もちょっとわからな いけど、わかる範囲で……。ヤミ金というやつ ですかね。

○相浦警察本部長 今、ヤミ金と副委員長おっ しゃった、ヤミ金の範囲を何を指すのかという ことですけれども、いずれにいたしましても、 その貸し金業者として公式に認められている世 界、典型的にはサラ金業者でありますが、それ 以外に完全に貸し金業の許可を受けてない連中 と、それと今でも多分あるんだと思いますが、 一方で、一応貸し金業の許可を受けること自体 は、それほどハードルは高くないもんですから、 堂々と受けて、許可業者と名乗ってすごい高金 利を取るというやつも実はあるんですね。だか ら、それをヤミ金融というのかどうかというの はちょっと用語上、なかなか難しいんですが、 いずれにしても、違法な金貸しを常態化してな りわいとしている連中というのは、私どもにとっ て大変問題のあるグループでありまして、そこ はきっちりと貸金業法違反なり、高金利という ことで出資法で取り締まっていく必要があるんですけれども、暴力団との関係はちょっとなかなか見えないところであります。一定程度関与しているだろうということは、数年前に山口組系の五菱会という二次団体が仕切る形で、全国で1,000億ぐらいの大規模なヤミ金融事件を起こしたということで摘発をされまして、後にクレディスイス銀行にお金が隠匿されたということで、それが戻ってきまして、法律をわざわざつくって、そのお金を被害者の方に分配しようというような手続が進められております。

ですから、一定程度はあると思いますが、100 %仕切っているのかというと、どうもそうでも ない感じもいたしますし、これは例えば最近の オレオレ詐欺もそういうところがありまして、 暴力団が仕切っているようなのが出てくるもの もあれば、そうでないケースもあって、これは、 僕もマスコミ報道で知っているんですけれども、 NHKあたりで取り上げていたのは必ずしも暴 力団ではなくて、むしろ普通の何というか、若 者たちが不景気だとかいろんな状況の中でド ロップアウトして、道徳的に遵法意識が低いの か、簡単にそういうことに手を出しているよう なことも、NHKの中では描かれていました。 必ずしもはっきりとしたことはわかりません。 いずれにしても、違法な集団であることは事実 でありますので、我々のほうで、ともかく手の 及ぶ限りは取締りを進めていきたいと考えてお ります。

○松村副委員長 県内では特段そのことに関しての事例とかいう感じではないんですよね、あんまり。

〇椎葉生活安全部長 検挙状況ですが、ヤミ金、 無登録営業も含めてですけれども、平成20年中 4事件、6名を検挙もしくは逮捕しております。 そのうち1名が暴力団組員だというふうな、一 応、統計上はそういう統計が残っています。

それともう一つ、先ほどの警ら缶の関係で ちょっと訂正をしたいと思いますが、警ら缶と いう名称は現在もう廃止になっているそうです。 済みません、認識不足で。立ち寄り所にみたい な感じで、そういう印鑑を押すところは残って いるそうですが、署で独自で運営しているとこ ろはあるそうですけれども、警ら缶という名前 そのものは、現在、公的には使ってないという ことでございますので、訂正いたしておきます。

- **〇松村副委員長** ありがとうございました。
- ○押川委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。なければ以上をもちまして警察本部を終了いたします。

執行部の皆さん、御苦労さまでございました。 暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時17分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

教育委員会でありますが、当委員会に負託されました補正予算関連議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終 了した後にお願いいたします。また、質疑にお きましては、午後からということでお願いをし ておきたいと思います。

○渡辺教育長 教育委員会でございます。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、おわびを申し上げます。 去る3月2日の県議会本会議におきまして、県 教育委員会大重委員長から御報告とおわびを申 し上げたところでありますが、3月1日、県教 育委員会西臼杵教育事務所の教育推進課長が、 自動車運転過失傷害と道路交通法違反、いわゆるひき逃げの疑いで捜査当局に逮捕されるという不祥事が発生いたしました。

県教育委員会では、交通法令の遵守及び交通 事故等を起こした場合の適切な対応等、職員の 服務規律の徹底につきまして、常日ごろより全 力で取り組んでいるところでございますが、こ のような事態に至りましたことは、まことに遺 憾なことであります。

県教育委員会といたしましては、今回の事件 を真摯に受けとめますとともに、再発防止に努 め、県民の信頼回復を図ってまいる所存でござ います。このたびのことで、皆様方に御迷惑と 御心配をおかけいたしましたことを、改めて心 からおわび申し上げます。

それでは、御説明をさせていただきます。お 手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いい たします。表紙をめくっていただきまして、目 次のページをごらんください。

今回、御審議をいただきます議案は、議案第42 号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算(第4 号)」、及び議案第55号「教育関係の公の施設に 関する条例等の一部を改正する条例」の2件で あります。また、その他報告として、「県立学校 校舎等の耐震化の状況について」、及び「県立高 校地区生徒寮の私立高校生徒への開放試行につ いて」の2件でございます。このうち、補正予 算についてでありますが、右隣の1ページをご らいただきたいと思います。

教育委員会の平成20年度2月補正予算につきましては、表の下のほう、太線で囲んでおります計の欄の一番左になりますが、34億1,344万2,000円の減額補正をお願いするものであります。その結果、教育委員会の一般会計予算額につきましては、同じ段の右から2番目になりま

すが、1,124億9,973万円となります。

私のほうからは以上でありますが、引き続き、 関係課長が説明いたしますので、御審議のほど、 よろしくお願い申し上げます。

○金丸総務課長 総務課関係につきまして御説明申し上げます。

お手元の平成20年度2月補正歳出予算説明資料をお願いいたします。分厚い冊子でございます。歳出予算説明資料総務課のインデックスのところ、ページで言いますと381ページをお願いいたします。今回の補正は、一般会計1億4,185万6,000円の減額補正をお願いいたしております。この結果補正後の額は、右から3番目の欄にありますように、33億5,874万4,000円となります。以下、主なものにつきまして御説明申し上げます。

383ページをお願いいたします。このページのちょうど真ん中あたり(目)事務局費(事項)職員費でありますが、1,504万9,000円の減額でございます。これは、教育委員会事務局職員の年度途中の人事異動等による人件費の減であります。次に、その下の段、(事項)一般運営費の1,087万8,000円の減額であります。これは、本庁及び教育事務所の運営に関する経費の執行残によるものであります。

次に、384ページをお願いいたします。上から 2段目の(事項)教育企画費6,207万9,000円の 減額であります。これは、国の10分の10の財源 によります委託事業に係る国庫支出金の額の決 定に伴う執行残等であります。

次に、385ページをお願いいたします。上から 2行目の(目)社会教育総務費の(事項)職員 費3,361万8,000円の減額、その下のほうにあり ます(目)保健体育総務費の(事項)職員費1,566 万2,000円のそれぞれ減額であります。これは、 社会教育保健体育関係職員の年度途中の人事異 動等による人件費の減でございます。

続きまして、資料、変わりまして議案書をお願いします。平成21年2月定例県議会提出議案(平成20年度補正分)と書いてある議案書でございます。議案書の49ページをお願いいたします。「教育関係の公の施設に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。改正の内容は、県立日南農林高等学校の所在地の位置が現在表の左側にありますように、南那珂郡南郷町大字中村字山ノ神甲3528番2でありますが、これを表の右側のように日南市南郷町中村字山ノ神甲3528番2に改めるものでございます。

これは、日南市、北郷町、南郷町がことしの3月30日に合併し、新しく日南市となることに伴う所要の改正でございます。なお、施行期日につきましては、その次の50ページになりますが、合併期日と同じ日の平成21年3月30日でございます。

総務課関係は以上でございます。

〇井上財務福利課長 財務福利課関係について 御説明申し上げます。

2月補正歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、財務福利課のインデックスのところ、387ページをお願いいたします。387ページの一番上の行でありますが、今回の補正は3億7,306万円の減額をお願いするものであります。なお、補正後の額は、同じ欄の右から3列目でありますが、85億8,147万8,000円となります。

次に、減額となります主な事項について御説明申し上げます。2枚おめくりいただきまして、上のページ、390ページをお願いいたします。最初の(事項)育英事業費についてでありますが、2,259万8,000円の減額をお願いするものであります。これは、育英資金貸与予定者の辞退

や貸与者の中途退学などによる執行残であります。次の(事項)高等学校等育英資金貸与事業基金積立金につきましては、4,484万1,000円の減額をお願いするものであります。これは、同積立金への日本学生支援機構からの交付金の額が本年度に入った後に確定したことによるものであります。次に、そのページの一番下の(事項)教職員住宅費について2,553万1,000円の減額であります。これは、教職員住宅の解体工事費等に係るに入札残等であります。

次に、下の391ページであります。中ほどの(事項)学力向上推進費について1,376万8,000円の減であります。これは教育のIT化に伴い導入しております教育用コンピューターのリース契約に係る入札残等であります。

次の(事項)恩給及び退職年金費について2,194 万2,000円の減であります。これは受給対象者の 死亡等による執行残であります。

次に、一番下の(事項)一般運営費(高等学校)について5,297万1,000円の減であります。これは、次の392ページとなりますが、県立高校の管理運営に要する経費のうち、光熱水費等につきまして節減を図ったことなどによるものであります。その次の(事項)海洋高校実習船費について2,226万9,000円の減であります。これは同校実習船進洋丸の検査や修繕に係る入札残等であります。

次に、393ページにお移りいただきまして、ちょうど真ん中の(事項)一般運営費(特別支援学校)について2,360万3,000円の減であります。これは特別支援学校におけるスクールバスの運行委託契約に係る入札残等であります。次の(事項)就学奨励費(特別支援学校)について1,612万5,000円の減であります。これは、特別支援学校の児童生徒に対する就学奨励費の支給実績に

応ずる執行残であります。

次に、394ページをお願いいたします。そのページの一番下の(事項)文教施設災害復旧費について8,620万5,000円の減であります。これは、本年度は災害の発生が少なかったことによるものであります。予算補正につきましては以上でございます。

次に、2件の報告事項についてであります。 資料変わりまして、文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。その2ページでございますが、県立学校校舎等の耐震化の状況についてであります。これは、その2ページから20ページにかけてお示ししております内容につきまして、本常任委員会に御報告申し上げました後、このすべての内容につきまして、県庁ホームページ等で公表したいと考えているものであります。それでは、時間の関係がございますため、要点のみ御説明申し上げます。

まず、2ページ中ほどの大きな2の今回公表するリストに登載する建物についてでありますが、県立学校の建物は、本年度末現在で1,720棟となるものでありまして、このうち文部科学省の定めにより、耐震改修の対象となり得るものは699棟であります。

その下の大きな3の耐震診断及び耐震化の概況についてでありますが、まず、(1)の耐震診断につきましては、所要の建物すべてについて終了しているところであります。次に、(2)の耐震化の状況につきましては右側のページ、3ページの表にお示ししておりますが、①の対象となる建物699棟のうち、②の現行耐震基準に基づく建物、それから④の診断対象外としている物、次に⑥の診断の結果、耐震改修不要である物、及び⑦の耐震改修工事実施済みの物、これら4つの枠内にある建物につきましては、耐震

化が不要であるか、あるいは終えたものでございまして、これらすべてを除いた残りでございます®の99棟、全体の14.16%となりますが、これが今後耐震化を図るべきものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。上から 2行目の I s 値とはとある箇所でございますが、耐震診断の結果は、 I s 値として示されます。 I s 値とは、建物の耐震性能を示す指標でございます。 I s 値の各段階に応ずる建物の耐震性につきましては、その下の枠内に示しているとおりであります。 I s 値が0.6以上であれば震度6強程度、すなわち関東大震災程度の地震に際しまして倒壊または崩壊する危険性が低い。0.3以上0.6未満であれば危険性がある、0.3未満であれば危険性が高いとされております。なお、文部科学省の指導により、公立学校の建物につきましては、安全性を高めるため、 I s 値0.7以上を確保することとしております。

それでは、具体的な公表リストをごらんいた だきたいと存じます。8ページをお願いいたし ます。縦に学校名を示しております。それぞれ の欄が建物1棟に対応しております。各建物に ついての表示内容の区分を一番上に示しており ます。左から棟番号、これは各学校における管 理上の番号であります。次に、建物構造、Rが 鉄筋、Sが鉄骨であります。階数、建設年月、 延床面積と参りまして、その次の建物の名称は、 各学校における最もわかりやすい通称を記して おります。次に、このリストの主要部分であり ます耐震診断の結果(Is値)又は耐震化の状 況の欄についてでありますが、この欄の表示内 容は5つのパターンに分かれております。まず、 通し番号1番、一番上の欄の場合でございます が、耐震改修工事実施済としております。これ は診断の結果、耐震性が不足すると判定された ことから補強工事を行いまして、既に、所要の耐震性を確保していることを示しております。その下の欄の場合は、診断の結果、耐震改修不要としております。これは診断の結果、建物各部における I s 値がすべて0.7以上であったところから、改修工事は不要と判定されたものでざいます。その下の通し番号10番の欄におきましては、I s = $0.49 \sim 1.97$ としております。これは診断の結果、改修が必要であることが判明しました建物について、その建物の現状での強度を示しているものでございまして、各建物について得られました最も弱い値と最も強い値の双方を記しております。その右側、備考欄には平成21年度中に設計など、今後の改修計画を記しているところでございます。

次に、その2つ下の欄で現行耐震基準に基づく建物とありますものは、現行建築基準法に基づいて建設された建物であるということでございまして、国の耐震対策の対象からは除外されているものであります。その15欄ほど下の通し番号27番の欄で診断対象外としているものとしておりますものは、取り壊し予定等のため、耐震診断は行われないこととしているものでございます。以上、5つのパターンによる建物の状態をこのリストに登載しておりますすべての校舎等についてお示ししているところでございます。耐震化の状況とその公表につきましては以上でございます。

次に、同じ資料の21ページをお願いいたします。県立高校地区生徒寮の私立高校生への開放試行についてであります。昨年9月の当常任委員会における御要望を受けまして、これまで必要な調整を行ってまいりました結果、まとまりました内容を御報告申し上げます。

まず、先に資料をごらんいただきたいと存じ

ますので、恐れ入りますが、22ページをお願い いたします。そこにお示ししておりますのは、 県内の市町別に所在する県の地区生徒寮と私立 高校の一覧でございます。地区生徒寮がありま すのは高千穂、延岡、日向、西都、宮崎の5市 町でございまして、この5市町のうち、私立高 校がありますのは延岡と宮崎のみでございます。 したがいまして、地区生徒寮の私立高校への開 放が考えられますのは、この2つの市にありま す3つの生徒寮についてのみでございます。こ のうち、宮崎市所在の海洋高校生徒寮につきま しては、元来、この寮が水産高校時代から同校 附属の施設として運営されておりました経緯等 にかんがみまして、当面は、現状のままで運営 せざるを得ないかと考えております。したがい まして、残りは延岡市内の2つの地区生徒寮と なりますが、このうち、第一生徒寮につきまし ては、近く全面的な耐震改修工事を予定してお りますことから、当面、第二生徒寮のみが試行 の対象となり得るものであります。延岡市内の 生徒寮と私立高校の位置関係につきましては、 右のページの地図にお示ししております。第二 生徒寮は、右上側でございますが、そこから一 番上の延岡学園高校へ約3キロメートル、下の ほうの聖心ウルスラ学園高校へは約5.5キロの距 離となっております。

そこで、以上の事柄を前提といたしました試行の内容についてでございますが、恐れ入りますが、21ページにお戻りいただきたいと存じます。まず、1の目的でございますが、県有施設のより有効な活用ということでとらえたいと思っております。2の内容でございますが、試行する寮は、ただいま申しました延岡地区第二生徒寮であります。試行の規模は男子2名、女子2名の計4名といたしたいと思っております。

ただし市、これを受け入れ得る空室がある場合に限ることとしたいと思っております。入寮者の資格といたしましては、現在の入寮生に対して適用しております基準に、在籍する私立高校から推薦された者という一項を加えたいと思っております。実施時期につきましては、平成21年4月1日から当分の間と考えております。また、3の試行実施の条件といたしまして、私立高校側にも入寮した自校生徒の指導等を行っていただくなど、寮の円滑な運営に御協力いただきたいと思っているところでございます。以上により試行を実施し、良好な結果が得られます場合は、本格実施への移行を考えてまいりたいと存じております。財務福利課関係は以上でございます。

○黒木学校政策課長 学校政策課でございます。 学校政策課の補正予算につきまして御説明いた します。

恐れ入りますが、再び歳出予算説明資料に戻っていただきまして、学校政策課のインデックスのあるところ、397ページをお開きいただきたいと思います。学校政策課の補正予算につきましては、一般会計で2億1,404万2,000円の減額補正でありまして、補正後の額は、右から3番目でございますが、17億9,774万4,000円となります。

それでは、その主な内容について御説明いたします。399ページをごらんください。まず、中ほどの(事項)県立高等学校再編整備費の8,919万9,000円の減額であります。このうち、説明欄の2、南那珂地区総合制専門高校設置事業の8,116万5,000円の減額でございます。この事業は、県立高等学校再編整備計画に基づき、南那珂地区の専門高校3校、日南工業・日南振徳商業・日南農林を総合制の専門高校として、再

編整備するものでありますが、新高校の農業実 習用地の取得費や造成費等の執行残でございま す。

次に、一番下、(事項) 指導者養成費の4,626 万8,000円の減額でございますが、次のページ400 ページをお開きください。説明欄の6、初任者 研修事業の1,189万7,000円の減額は、新規採用 の職員が校外の研修で不在となる期間に、その 補充として配置する非常勤講師の報酬や旅費等 の執行残でございます。次の7、国際理解教育 推進事業の2,138万9,000円の減額は、県立学校 等に配置しております外国語指導助手、いわゆ るALTの中途退職等による報酬の残や、来日 や帰国に要する旅費等の執行残でございます。

次に、中ほど下、(事項)生徒健全育成費の1,172万3,000円の減額でございますが、これは、説明欄の2の(4)スクールソーシャルワーカー配置事業や4の学校における豊かな体験活動推進事業など、国庫補助決定に伴う補正でございます。

次に、401ページの一番下、(事項)学校安全 推進費の4,659万4,000円の減額でございます。 このうち説明欄の4、日本スポーツ振興センター 共済事業の4,500万の減額でございますが、これ は、県立学校に通学する児童生徒が学校管理下 でのけがや疾病等の医療費を補償するための共 済掛け金と給付金でありまして、当初予定して いた生徒の事故に対する給付金等が当初見込み を下回ったため、減額補正するものでございま す。以上でございます。

○寺田全国高等学校総合文化祭推進室長 全国 高等学校総合文化祭推進室の補正予算について 御説明申し上げます。

同じ資料の全国高文祭推進室のインデックス のところ、ページで言いますと403ページをお開 きください。今回の補正は一般会計で388万4,000 円の減額補正をお願いするものであります。この結果、補正後の額は右から3列目にあります とおり、3,664万4,000円となります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。405ページをお開きください。上から5段目(事項)芸術文化活動費につきまして、説明欄の1、全国高等学校総合文化祭開催準備事業が388万4,000円の減額でございます。これは、平成22年8月の第34回宮崎大会に向けた準備を進めるため、本年度開催の群馬県への派遣旅費とか、各種委員会の旅費、あるいは需用費等の執行残でございます。

全国高等学校総合文化祭推進室関係につきましては以上でございます。

○瀬川特別支援室長 特別支援教育室の補正予算につきまして御説明いたします。

同じ資料ですが、407ページをお開きください。 特別支援教育室の補正予算としましては、一般 会計で976万円の減額補正でありまして、補正後 の額は右から3番目でございますが7,955万5,000 円となります。

それでは、その主な内容について御説明いたします。409ページをお願いいたします。初めの(事項)特別支援教育推進費の194万5,000円の減額であります。このうち説明欄の1、特別支援学校環境整備事業の103万円の減額は、学校教育法改正により本年度特別支援学校の名称を変更したことに伴い校旗の整備を進めるものでございますが、その整備費の執行残でございます。次の(事項)特別支援教育振興費の781万5,000円の減額でございますが、このうち説明欄の4、特別支援学校医療的ケア実施事業の199万9,000円の減額は、常時医療的ケアが必要である子供たちが安心で安全な学校生活を送るために、学

校へ看護師を派遣しているものでございますが、 その実施に要した委託費の執行残でございます。 次に説明欄の10、特別支援学校就労バックアッ プ事業の168万2,000円の減額は、障がいのある 生徒の雇用の拡大を図り、自立を支援するため に、就労支援機関民間企業等の外部の人材を活 用し、特別支援学校の職業教育のあり方や就労 支援体制の検討を行うものでございますが、そ の関係者招聘に要した謝金や旅費等の執行残で ございます。

その他につきましては、ぞれぞれの事業にお における事務費等の執行残でございます。以上 でございます。

○堀野教職員課長 教職員課関係につきまして 御説明いたします。

同じ資料の教職員課のインデックスのところ411ページをお願いいたします。今回の補正は一般会計で21億3,010万4,000円を減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、963億6,132万7,000円となります。

次に、主なものについて御説明いたします。413 ページをお開きください。上から5段目の(事項)教職員人事費でございます。これは、非常勤職員の従事日数等が見込みより減ったことなどに伴いまして、7,520万円の減額でございます。次に、下から2番目にあります(事項)退職手当費でございます。これは退職予定者が当初の見込みより減ったことに伴うもので、3億8,049万6,000円の減額でございます。

次のページ、414ページをお開きください。最初の(事項)になります。小学校費の職員費でございます。7億2,151万円の減額でございます。これは、職員費につきましては、前年1月1日現在の職員給与等をもとに積算を行っておりますことから、執行額との差額について減額を行

うものでございます。同様の理由になりますけれども、中ほどの(事項)中学校費の職員費が2億5,084万8,000円の減額、一番下の(事項)高等学校費の職員費が5億8,789万2,000円の減額、次のページなりますけれども、上から2番目の(事項)特別支援学校費の職員費が4,762万円の減額でございます。

教職員課関係は以上でございます。

○勢井生涯学習課長 生涯学習課関係について 御説明いたします。

同じく、歳出予算説明資料の生涯学習課のインデックスのところ、417ページをお開きください。一般会計予算で3,961万1,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は右から3番目の欄にありますように5億6,601万1,000円であります。

以下、主なものについて御説明いたします。 次の419ページをお開きください。表の上から4 段目、(目)の社会教育総務費でありますが、最 初の(事項)社会教育振興費は127万2,000円の 減額をお願いしております。これは、次の説明 の欄、1の社会教育主事等研修などの執行残に よるものであります。次に、その下の(事項) 成人青少年教育費につきましては426万9,000円 の減額となっております。その主なものは説明 の欄の1の放課後子ども教室推進事業における 補助金の交付決定に伴う執行残や、3の地域チャ レンジ体験活動支援事業などの執行残によるも のであります。次に一番下の(事項)生涯学習 基盤整備事業費は271万9,000円の減額となって おります。これは次のページになりますが、420 ページの一番上の欄の2にございます生涯学習 情報提供・相談体制の整備などに要する経費の 執行残によるものでございます。

次に、中ほどの(目)の図書館費につきまし

ては、総額で1,754万3,000円の減額であります。 その主なものは、(事項) 図書館費の説明の欄の 1にあります運営管理に要する経費や、その次 の(事項) 奉仕活動推進費の9にあります県立 図書館新図書館情報システム構築(更新)事業 などの執行残によるものであります。

次に、421ページをお開きください。表の上から3段目(目)の美術館費につきましては、総額で1,285万4,000円の減額であります。その主なものは、(事項)美術館費の2にあります管理運営に要する経費や次の(事項)美術館普及活動事業費の3の特別展費などの執行残によるものであります。

生涯学習課関係は以上でございます。

〇得能スポーツ課長 スポーツ振興課関係について御説明いたします。

同じ資料のスポーツ振興課のインデックスのところ、423ページをお開きください。一般会計で9,322万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。その結果、補正後の額はページの右から3列目の11億4,645万3,000円となります。

以下、主なものにつきまして、事項別に御説明をいたします。425ページをお開きください。まず、ページの上から5段目になります(事項)学校体育指導費でございます。320万4,000円の減額補正をお願いいたしております。主なものは、2の明日の宮崎を担う「子ども体力アップ事業」における体力向上フォーラムの開催に係る国庫委託事業の交付決定に伴うものなどでございます。

次に、ページの一番下の(事項)スポーツ施設管理費でございます。4,038万円の減額補正をお願いしております。主なものは、次のページ、426ページでありますが、一番上の欄にあり

ます2の(1)総合運動公園の陸上競技場改修 に係る工事費、及びその下にあります(2)の 県体育館改修に係る工事費の執行残でございま す。

次にページの中ほどにございます(事項)保健管理指導費でございます。208万1,000円の減額補正をお願いいたしております。主なものは、県立学校の児童生徒に対する各種健康診断経費の執行残でございます。

次に、ページの下から2段目にあります(事項)体育大会費でございますが、2,905万1,000円の減額補正をお願いしております。これは、主に1の国民体育大会経費でございますが、内容は大会への選手派遣経費の執行残でございます。

次の427ページをお願いいたします。一番上の (事項)体育振興助成費でございますが、1,230 万円の減額補正をお願いいたしております。主 なものは、県体育協会に対する管理運営補助金 の執行残でございます。以上でございます。

〇川井田全国スポーツ・レクリエーション祭推 **進室長** 全国スポーツ・レクリエーション祭推 進室関係について御説明いたします。

同じく歳出予算説明資料の全国スポーツ・レクリエーション祭推進室のインデックスのところ、429ページをお開きください。一般会計で155万7,000円の減額補正をお願いしております。その結果補正後の額は7,459万3,000円となります。

次に、内容につきまして御説明いたします。431 ページをお開きください。(事項)体育大会費の全国スポーツレクリエーション祭開催準備事業であります。これは10月に開催する全国スポーツレクリエーション祭の開催準備に要する経費でありまして、開催準備経費、特に旅費、需用費等の節減等による執行残であります。以上で

ございます。

〇清野文化財課長 文化財課の補正予算について御説明申し上げます。

同じく歳出予算説明資料、文化財課のインデックスの箇所、433ページをお願いいたします。今回、補正をお願いいたしておりますのは、一般会計予算4億478万9,000円の減額であります。これによりまして、補正後の一般会計予算額は右から3列目でありますが、7億1,484万2,000円となります。以下、その主な内容につきまして御説明申し上げます。

おめくりいただきまして435ページをお願いい たします。下から2番目となります埋蔵文化財 保護対策費につきまして3億8,388万円の減額を お願いいたしております。その主なものは次 の436ページの一番上の説明欄でございますが、 4の国道発掘調査及び5の東九州自動車道発掘 調査であります。いずれも、各事業に伴う埋蔵 文化財発掘調査の受託額が確定したことによる ものであります。これらの調査は、事業者であ ります国土交通省と西日本高速道路株式会社か ら県が委託を受けまして実施しているものであ ります。経費は全額各事業者の負担となってお ります。毎年度の当初予算の計上に当たりまし ては、年度途中において工事の進捗に支障を来 すことのないよう事業者側と協議の上、最大限 の発掘調査量を見込んで積算いたしております ため、実際の調査面積は見込み量を下回る結果 となる場合が多く、こうした経緯から減額補正 をお願いするものあります。

次に、その下でございます埋蔵文化財センター 費につきまして、644万3,000円の減額をお願い いたしております。その主なものは4の埋蔵文 化財センター分館の外壁剥落防止工事でありま すが、これは総合博物館裏手にあります埋蔵文 化財センター分館の外壁工事に係る入札残によるものであります。

文化財課につきましては以上でございます。

○厨子人権同和教育室長 人権同和教育室について御説明を申し上げます。

同じく説明資料の439ページをごらんください。一般会計で155万4,000円の減額補正をお願いいたしております。補正後の額は933万7,000円となります。

その内容について御説明いたします。1枚めくっていただきまして、441ページをお開きください。(事項)人権教育総合企画費で103万2,000円の減額補正をお願いいたしております。これは、人権啓発資料作成事業の印刷製本費及び人を大切にする子どもを育てる人権文化充実事業の旅費等の執行残に伴う減額補正でございます。

次に(事項)人権教育連絡調整費で52万2,000 円の減額補正をお願いいたしております。これ は、人権教育関係団体との連絡調整の旅費等の 執行残に伴う減額補正でございます。以上でご ざいます。

○押川委員長 ありがとうございました。執行 部の説明が終了いたしました。午後は13時10分 開会ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○押川委員長 それでは、暫時休憩いたします。 午前11時58分休憩

午後1時7分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

議案についての質疑はございませんでしょう か。

○図師委員 4点ほどもう少し説明をいただき たいと思うところがあります。 まず、議案書の384ページですね。教育企画費の教育行政の企画調整に要する経費が大きく減額されておりますが、この内容をもう少し御説明いただきたいと思います。

〇金丸総務課長 教育企画費についてのお尋ね でございます。ちょっとお待ちくださいませ。

教育企画費の中で、国からの事業であります20 年度の新規事業がございました。これは、学校 支援地域本部事業という事業でございます。こ の事業が国の新規事業でありました関係で、当 初、全部の市町村に実施をしていただくという 予定で予算化した事業でございますが、ふたを あけまして、各市町村のほうにその実施につき まして要請しましたが、全部の市町村に参加い ただけなかったということが主な理由でござい ます。

それと、実施時期につきましても、実施した 市町村について12カ月、1年間を通した予算化 をいたしましたけれども、少ないところでは数 カ月しか実施できなかったというようなことで、 大きな減額補正になったものでございます。

○図師委員 その原因としては、もちろん、各市町村の態勢が整わなかったというのもあるかと思うんですが、国の補助が流れてくるのが遅かったとか、そういう事務的な問題というのはなかったんですか。

○金丸総務課長 おっしゃるような事務的な問題はございました。私どもが、この新規事業を把握できましたのが20年の1月の段階でございました。実際に20年度予算編成作業の最終段階でございました関係で、市町村のほうに実施する意向を確認する時間的いとまがなかったというのが実情でございます。

〇図師委員 来年度予算にも、もちろん、この 事業は組み込まれておろうかと思いますけれど も、その対応といいますか、全市町村で来年度 は実施が可能の見込みになっているんでしょう か。

○金丸総務課長 来年度につきましては、市町村の意向を勘案した上で、予算化したいと考えております。

○図師委員 わかりました。

では、2点目をお伺いいたします。同じ議案書の400ページですね。説明でもあったんですが、これは指導者養成費の中の7番でしたかね、国際理解教育推進事業で、ALT等が途中で帰ったり、人員の配置が変わったりすることによる減額ということだったんですが、実際、このALTは、年間、何人来ていらっしゃって、何人がそのような途中帰国なり、任務が満了できなかった方がいらっしゃるのか、わかっていれば教えてください。

○黒木学校政策課長 ALTは、37名の配置で ございますが、そのうち2名が途中で帰国とい うことになりまして、そのことにかかわる残が かなり出たということであります。

○図師委員 2名が帰国ということですが、この補正額、減額分がほとんどその2名分と理解してよろしいんでしょうか。

○黒木学校政策課長 2名分と、それからもう 一つは、大体月額30万の報酬がございますが、 そのことに対して所得税相当額を3万円ほど上 乗せして支給しているわけですが、ALTの中には、租税条約による日本での所得税が免税されるケースがあるということに伴いまして、その分が金額にしますと1,152万円ほど残ったということになります。

○図師委員 その2名の方の帰国理由、差し支 えなければ。後、2名帰国後の補充はなかった のかどうかもあわわせてお願いします。 ○黒木学校政策課長 2名の方は、正式な婚姻 関係があったかどうかわからないんですが、パートナーということで、その一方の女性の方が、 どうしても学校になじめないということで女性 が帰国すると、それに伴ってパートナーである 男性も一緒に帰国するということになりました。 後、補充は年度途中ということでありまして、 ございませんでした。

○図師委員 その帰国後の学校といいますか、 その方が赴任されておった学校はカリキュラム 上、何か支障は出なかったもんでしょうか。

○黒木学校政策課長 このALTは、主に授業の中ではオーラルコミュニケーションという、会話を中心とした授業に参加すると、毎時間ではございませんが、週に1時間とか参加するわけですが、そういった面ではやっぱりネイティブが生徒の身に届かないという点ではやっぱりマイナスであったかなと思います。

○図師委員 次に参ります。同じ議案書426ページなんですが、スポーツ施設管理費の中の1と2で、これ、大きく減額されているんですが、説明では、入札残ではなくて執行残というような説明があったかと思うんですけれども、実際、この改修事業のどのような内容が変更になって、残額が出たかの御説明をお願いします。

○得能スポーツ振興課長 スポーツ施設管理費の中の、例えば陸上競技場の改修に係る部分でございますと、約3,190万の減額ということになるわけなんですけれども、こちらで言いますと、運動公園の陸上競技場のトラック改修に係る工事請負費の減額が主なものであります。したがいまして、理由といたしましては、入札残等に伴うものというふうなことでございます。

○図師委員 入札残という言葉を私が聞き漏ら したのかもわかりませんが、執行残とだけ聞こ えたもんですから、ひょっとしたら途中、工事中に何らかの変更があったものかなとも思ったもんですから、一応、確認しただけです。

もう一つ、同じページの体育振興費の1、国 民体育大会経費、これも3,000万近くの減額なん ですが、この説明では選手派遣が当初よりも少 なくなった執行残だということだったですが、 具体的に何名とか、わかりますか。どの競技が 特に少なかったとか、そういうのがわかれば教 えてください。

○得能スポーツ振興課長 それについては、お時間をいただきたいと思っております。ただ、若干説明させていただきますと、この派遣費につきましては、当初、積算をするときに、過去3年間の最大ということで例年計算をさせていただいております関係でというのが一つございます。余裕を持って予算を計上させていただいているという状況はございます。詳しいいその競技ごとにつきましては、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○図師委員 特に、急ぐものでもありませんし、 この選手派遣が充実すれば、成績向上にもつな がるんではないかなと思いましたんで、一応、 確認までに聞きました。また、あとで教えてく ださい。

〇押川委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○太田委員 予算に関することでありますが、400ページ、先ほど図師委員が聞いたことと関連します。国庫補助の10分の10の事業で、生徒健全育成費、4番の学校における豊かな体験活動推進事業、先ほどの説明では、関係市町村に意向調査をしてやったということで意味がわかりましたが、これの場合も国庫補助による事業でありますが、これは600万ほど落ちていると

いうのは、どんな理由がありますかね。

○二見学校支援監 豊かな体験活動推進事業も 3種類ほどございます。児童生徒の輝く心育成 推進校、それから、農山漁村におけるふるさと 生活体験推進校、それから、仲間と学ぶ宿泊体 験教室推進校といったようなものでございます。 これは、国の事業を受けてやっているところで ございますが、それぞれ宿泊を伴うものもございまして、それぞれの地域に出かけて活動する わけですが、そういったところの残が出たということでございます。学校数も宿泊体験だけで も13校ほどございますので、積み重ねてこういった額になるということでございます。

〇太田委員 わかりました。

それと、401ページの学校安全推進費の中で、 4番日本スポーツ振興センター共済事業、4,500 万の減額となっておりますが、理由としては、 給付金が見込みを下回ったということでありま すが、これは、例えば、学校のスポーツに関す る事故等で保険が適用されない場合とかがあり ますでしょうか。

○二見学校支援監 登下校を含んでの学校管理下における事故はほとんど含まれております。保護者と設置者が共同で掛け金を払って、それに補償が医療費だったり見舞金が給付されるということでございます。死亡の場合が2,800万ほどですので、物すごい額が場合によっては必要になるということなんですけれども、過去の実績を見ながら、早急な支払いができるように、決定を見たらすぐ家族には支払いができるような態勢ということで、予算化をさせていただいているところです。

○太田委員 恐らくいろんな事故が、これで救済される方向にはあろうかと思うんですが、中には、これはちょっと無理だねというような事

例とかいうのは上がってきたことはありますか。 **〇二見学校支援監** 学校に勤務している間、これはおりなかったというのは聞いたことがございません。これは免責の掛け金もかけておりますので、設置者の責任であるとか加害者の責任であるといったようなことも免れる保険、保険といいますか、スポーツ振興センター法に基づいております。

○太田委員 この件でもう一つ質問があるんですが、例えば、学校現場で事故が起こった場合に、それを報告しがたいといいますかね、上のほうに、こういった保険で対応することがちょっとはばかられる雰囲気なんかがあったりすると、あらわれないこともあるのかなと思ってですね。もしそういうのがあれば堂々と言ってきなさいと、しようがないじゃないですかというような感じの、現場からそういう事故等の報告がいい意味で気やすく上がってくるようなものもないといかんのかなと思いまして、ちょっと気になるところがありまして、したんですが、その辺のところで……。

○二見学校支援監 学校の養護教諭のほうが、これは学校で起こった事故ですのでと、治療に行く保護者に対してもつけ加えるようにしておりますので、そういった心配はないと思います。
○太田委員 念のため。そういうことで事故がもし起こったとしても、そういうところで補償されるような雰囲気とか、言いやすさといいますかね、報告しやすい雰囲気というのはつくっとってもらいたいなと、あるということじゃありませんけど、ひとつお願いしておきたいと思います。

それから、409ページ、教育指導費特別支援教育振興費の4番で、特別支援学校医療的ケア実

施事業、これは看護師の関係の執行残ということでありますが、これ、見込みとして額もそんなに大したことではありませんので、どうということはありませんが、看護師の活動の見込みとして何かミスが見込みよりか減ったとかなんか、何かの理由があるんでしょうが、これ、どういう意味でしょうか。

○瀬川特別支援教育室長 医療的ケアを受けている子供たちは、非常に障がいの重い子供たちです。一応、今、41名が受けているんですが、どうしても、体調不良で長期の欠席とか入院とか、そういうような形での残でございます。

〇太田委員 わかりました。いつ起こるかわか らんからやむを得ないということですよね。わ かりました。

それと、最後になりますが、415ページ、414ページからになりますけど、職員費というところで7億2,151万という、かなりの大きな額が職員費の中で減額になっていますよね。私もちょっと以前これ、聞いたような記憶があるんですが、いわゆる1月1日現在で、そういうふうに想定せざるを得ませんということを聞いております。これは本庁・知事部局、警察本部もそういう形だったということでやっておるわけですが、まず、例えば1月1日現在で見込んでその職員がおると見ても、こんなに億単位での減額というのはやっぱり出てくるんですかね。

○堀野教職員課長 委員のおっしゃるとおり1 月1日現在の給与人員というのを基礎にするんですけれども、教職員の場合は、来年度の児童生徒数によりましてクラスが変わってきますので、それを見込んだ定数というのをまず出します。その定数をもとに、そのときの給与月額と平均給料月額とかそういったものを掛けていくんですけれども、どうしても、職員について、 正規職員といいますか、人件費の場合は正規職員と臨時的任用講師がいるんですけれども、正規職員の人数をその1月1日現在の人数でやっているもんですから、その分が翌年度になると退職とかそういった関係で、新陳代謝で下がります。その分で結構大きな金額になってしまうことがございます。以上です。

○太田委員 正規職員で見るというのは、講師等も含めて正規職員とみなして、推定して出しておくということなんですか。

○堀野教職員課長 正規職員と臨時的任用講師 は、それぞれで見るんですけれども、トータルで見たときに、割合の部分が1月1日現在は、正規職員の割合、8対2だったとします。そのときは8対2で見るんですけれども、実際になった場合には、その割合が若干変更になって7.5対2.5になるとか、そういったことがございますので、その分で差が出てくるということでございます。

〇太田委員 見込みをする場合、例えば、人事 院勧告が何%上がったとか、そういうのもきちっ と見込みされると思うんです。予算を編成する 場合には、ある程度の余裕がないといけないと いうのはもうわかるんですけどね。15億も差が あるような見込みというのはちょっと気になる んですよね。例えば、1月から3月までは現在 の職員がそのまま勤める、4月から以降は新陳 代謝が始まって新たな平均賃金層の人たちが新 たに出てくるという、その想定はある程度はで きないものですかね。この15億も違うような予 算の組み方というのはおかしいんじゃないかね ということで、警察本部のほうにも言ったら、 警察本部のほうは少し今度改善をいたしますと いう報告はあったんですよ。だから、ちょっと その辺はあんまり額が大き過ぎるもんだから、

見込みをもう少し、ゆとりは持たせないかんが、 ある程度ずっと見込んでいくということはでき ないものかなと思って……。

○堀野教職員課長 1月1日現在で職員数を想定するときに、その後の退職の希望、いわゆる定年退職の分はわかるんですけれども、希望されて退職する場合とか、普通退職という自己都合で退職される方とか、そういった数の想定ができません。その分の関係もございまして、採用者はわかるんですけれども、そういった出入りの関係でなかなか想定できないということがございます。

ただ、今、委員のおっしゃったように、確か に大きい金額でございますので、できるだけ近 づける努力は今後検討させていただきたいと思 います。

○太田委員 わかりました。人数が多いから言われることはあるだろうなとは思います。職員数が違うからですね。わかりました。

○福田委員 太田委員に関連しますけど、この 日本スポーツ振興センター共済事業の仕組みを ちょっと知りたいんですが。

○二見学校支援監 例えば、掛け金で言いますと、義務教育諸学校に在籍する子供たちが920円という掛け金でございます。それから高等学校になりますと1,840円、そういった金額を保護者と設置者がある割合で負担をして、県が5月31日までにこの振興センターのほうに納入するということになります。各学校では、こういった学校内で事故が起こりましたと、もちろん、治療が先でございますので、先ほど申し上げました養護教諭が保護者と一緒に病院に行くことが多いんですけれども、これは学校内で起こった事故ですから、例えば、家族がかかっている保険で払ってしまっても払わなくても、そういっ

たことも説明をした上で、医療費はきちっとその割合に応じて戻ってきますし、それから、障がいが残るようなケースだったら1級から14級まで幅がございますけれども、最大3,770万から82万の障がい見舞金といったようなものも給付がされるということでございます。一回県を通ってくるもんですから、こういった予算化を一回しておくという制度でございます。

○福田委員 そうしますと、これはスポーツ損害保険みたいな内容ですが、県は、ちょうど中間段階に当たりまして、再共済する元請の団体は全国のどういう組織になるんですか。共済事業の元請がありますね、全国の、この名称は何と言うでしょうか。

〇二見学校支援監 独立行政法人日本スポーツ 振興センターというところが、国の補助も受け ながらやっている給付のためのセンターという ことでございますが。

○福田委員 そうしますと、通常の民間のスポーツ保険なんかと比較をして、比較ですよ、無事戻しあたりが、単位の小中学校、高等学校に返ってくることはないわけですね。全部元請で留保するわけですね。

〇二見学校支援監 掛け金が返ってくることは ございません。

○福田委員 独立行政法人ですね。わかりました。それは、共済事業の収支明細については、 公開されているわけですわね。

○押川委員長 わかりましたか。いいですか。○福田委員 はい。

もう一つ。これも去年から太田清海委員や前 委員長ですね、この委員会でやってまいりまし たが、予算の組み方、今、太田委員が言われま したですね、教育委員会では全体の予算の3% 強が執行残になっていますが、全体の予算ので すね。これには文化財の調査費等がありまして、 これは当然、そういうものは見込みが立ちませ んからやむを得ないと思いますが、人件費につ いては、これだけコンピューターの発達した時 代ですから、ある程度の予測はできるんではな いかなということを、これは、知事部局含めて 外局ですね、そうしませんと、やっぱりこれだ けの執行残が出るということは、非常に財政上 厳しい中ですから、本来ならば、いろんな事業 に使える可能性があった非常に大事なお金なん ですね。ですから、警察本部のほうは、午前中 の審査の中で、21年度は完全に改めてやります と、警察本部は2,000名ですよね。そうしますと、 皆さん方の教育委員会は1万ですから、それは 一番大きい所帯ですから、大変難しいことはよ く知っているんですが、しかし、今の時代、積 算をすれば、かなり近似値が出ると考えており ますから、ぜひ、委員会として昨年から指摘を しておった問題でありますから、比較的近似値 に近い予算の計上をなされるといいがなと、こ ういうふうに考えおります。何か御意見ござい ましたら。

○堀野教職員課長 御指摘ごもっともでございます。ただ、先ほど申し上げましたけれども、前年の12月に予算作成する関係もありまして、また、その段階で見えない要素がいっぱいあるのも事実でございます。先ほど申し上げましたけれども、できるだけ近づけるようにぜひやっていきたいと思います。以上です。

○福田委員 よろしくお願いしておきます。以上です。

○得能スポーツ振興課長 図師委員からの先ほ どの御質問でございます。国体の本年度の派遣 の人数についてでありますけれども、当初、本 年度525名で本国体の積算をいたしておりまし

た。参加したのが最終的に420名ということで、105名の減でございました。その中で、試合をする中で、2回戦まで進む、あるいは3回戦で敗退というようなことで決勝まで行かないというのもございましたので、最終的にこのような人数になったということでございます。以上でございます。

○押川委員長 図師委員、よろしいでしょうか。

○図師委員 はい。ありがとうございました。

〇押川委員長 ほかにございませんか。

○萩原委員 議案外でもいいの。

○押川委員長 いやいや、まだ議案ですよ。議案でほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 なければ、その他報告事項についての質疑も受けたいと思います。

○萩原委員 耐震についてちょっとお伺いします。このIs値というのがずっと表示されておりますが、残り99棟が補強が必要とされておりますが、これをずっと見てみますと、昭和40年前後、建設が37~38年から42~43の物が大半のようであります。40年前後ですから、耐震補強がいいのか、建てかえの時期に来ておるんじゃないかという、その辺の判断はどんなふうにして見られたですか、それ、ちょっと伺いたいんですが。

○井上財務福利課長 耐震改修を行うに当たりましては、おっしゃったような判断が必要となるわけでございますけれども、それは究極、そのとき賄い得る財源によろうかと思うんですが、今の財政状況のもとでは、基本的には改修での対応を考えております。以上であります。

○萩原委員 耐震補強工事でやったから、それ じゃまた40年ぐらい延びるんですかね。

〇井上財務福利課長 建物の耐用年数という言

葉はございますけれども、厳密に、そういう普 遍的な概念というのは実はないんだそうでござ いまして、建物は使いようによって耐用年数は いかようにでもなるというふうにもお聞きして おります。

学校は、比較的丁寧に使っていこうと思って おりますので、今のところ、財源の問題もござ いまして、基本的には改修ということで考えざ るを得ないかなと思っているところでございま す。以上でございます。

- ○萩原委員 なかなか立派であります。
- **〇押川委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。

○田口委員 昨年、生徒寮の件でお話をさせていただきましたら、早速に対応していただきまして、どうもありがとうございました。それで2~3ちょっとお伺いいたします。

まず、ことし、その第二寮は、卒業生が何人 出て、今、部屋数が幾つ空いているんでしょう か。

〇井上財務福利課長 第二生徒寮の現在のまず 定員でございますが、男子26名、女子26名でご ざいまして、男子は17名が入っておりまして65.3 %の入寮率、女子は24名が入っておりまして92.3 %の入寮率でございます。このうち、男子の3 年生は10名——全部で3年生は16名でございます。

〇田口委員 男女合わせて16名ということです ね。

〇井上財務福利課長 ええ、男女合わせて16名 でございます。

〇田口委員 男女比はわからないですね。16人 の中は。

○井上財務福利課長 3年生の男子は3名、女子が13名でございますから、今、女子のほう

は92.3%と高い入寮率でございますけれども、 来年はかなり余裕が生ずるかなと思っていると ころでございます。

〇田口委員 わかりました。それで、今度2人 ずつ部屋が入れるということになっております が、空きがあった場合にはですね、変な話、こ れ、5人応募が来た場合には、どのような選考 になるんですかね。

○井上財務福利課長 まず、基本的に試行ということで考えておりまして、試行と言えども、何らかの制度を確定しないと、行いがとうございますから、2、2で考えているわけでございます。今まで県立学校の生徒のための寮として運用してまいりまして、そういう基本的なてがいますから、私立に開放するについて、開放の対象とする人数をファジーな形で始めることは難しかろうと思っております。一応、試行という形で、試行の枠内での制度として、男子2名、女子2名というのは、今のところ、それを現実をどう仮定して、その場合どう対応するかというのは言いかねるかと思っております。

〇田口委員 いや、例えば、男子が2つの部屋 に応募がもし3人とか4人来た場合には、先着 順なのか、それとも、何かの基準でどこかで決 めないといかんですよね。

〇井上財務福利課長 失礼いたしました。選考 の基準に、当該その生徒が在籍する高等学校か らの推薦によるという1項を設けておりますの で、その高等学校によって調整をしていただく ことになると思っております。

〇田口委員 学校のほうで調整をして、その2 の枠を超えないように、延岡だと2つ学校があ りますけども、そこで調整をするということで すね。

〇井上財務福利課長 そのとおりでございます。

〇田口委員 じゃ、今度入った子は試行で、ためしのですけども、これは一遍入ったら最低でも卒業までは保障するということでいいんですか。例えば、来年、県立高校生ががばっと来た場合には、出なさいということにはならないですよね。

〇井上財務福利課長 はい、一たんお入りいただいた以上、卒業までお入りいただくつもりでおります。

〇田口委員 わかりました。

○押川委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。その他でも結構です。

〇太田委員 その他ということですが、先ほど 冒頭に謝罪のあった件でもありますけど、先ほ ど私が質問した日本スポーツ振興センターの共 済事業等の質疑の中でもちょっと関連があるん ですが、学校等で何らかの事故があった場合、 それを現場の先生たちが余り自己責任というふ うにとらえずに、「起こったことはしようがない じゃないの」というような思いも先生方の何と いうかな、思いの中に必要じゃないかなという 気がするんですよね。ちょっと言葉として言い にくいんですけど、赤信号で突入して……、そ の事故でもあったそうですが、ちょっと本人自 身も自分を責める気持ちが強過ぎてというとこ ろもあったのかなと思ったり、非常に自分自身 でもそういうこともあるもんですから、赤信号 を無視したことも本当にびっくりすることがあ りました。「しまった」ということはですね。そ ういうだれでもあることでもあるし、そんなこ とをしようがなかったんだと思って、やっぱり 意見が言いやすいといいますかね、報告がしや すいような、そういう雰囲気というのは先生方 の現場でもあってほしいなと、いい意味でです ね、そういう雰囲気になってほしいなというの もちょっとまたある面考えたんですが、ぜひ、 保護者もいろんな保護者がおられて、今、教育 界も大変な現場になっておるようですよね、モンスターペアレントとか言われる中で。先生たちも身をすり減らしながら授業をされていると思うんですよね。だから、そういう人たちがほっとするような、しようがないんだよというふうな、校長先生には報告してとか、何かそんなものがもし悪いイメージがあるとするなら、ふわっとさせることをひとつやっていただくといいうメッセージを現場にもおろしていただくといいんじゃないかなと思って……、もちろんされていると思いますが、ひとつよろしくお願いいたしたいと思います。

○押川委員長 答えは求めますか。

〇太田委員 特別ありませんけど、よろしく。

○押川委員長 教育長、何かありますか。今の 意見、要望に対しまして何かあれば。

○渡辺教育長 冒頭、おわびを申し上げた件に つきましては、本当に申しわけなく思っており ます。

かたい話になりますけども、職員、教職員、 これは一般の県庁職員も同じでありますけれど も、事件・事故等起こした場合には、速やかに 報告するように指導いたしているところであり まして、ほとんどの教職員も100%近く報告はい ただいております。ただ、中には、報告を怠っ ている場合もありますので、そういう教職員は、 えてして、また同じことをやってしまうような 場合もままございます。報告についてやはり徹 底をしていきたいと思っております。

それから、今、太田委員のほうからお話がありましたように、教職員、非常にまじめで責任 感が強くて、子供たちの教育のために熱心に取 り組んでいる教職員がほとんどという状況でございまして、私どもとしては、日ごろのそういった先生方の御苦労というのは十分にわかっているつもりでありますので、今後とも、決して不祥事件等があっても萎縮することのないように、子供たちのために日々情熱を傾けてほしいということはまた機会あるごとに、私のほうからも申し上げておきたいと思います。以上です。

○井本委員 その他のその他で、この前、保育園に行ったら、保育園で漢字を中心とした教育をやっておるところがあってですね。そう言えば、昔、ソニーの井深さんの本でちょっと読んだことがあったなと思っていたら、何が実際やっておる、保育園でですね。小さい1歳、2歳の子を対象にして漢字を一生懸命教えておるもんだからですね、「おお、こんなのがあるのかな」とびっくりしたんですが、早速、一冊、本取り寄せて、また読んでもみたんですけれども、ああいう漢字を中心とした、そういう教育というものに対しての研究というか、そんなものは今までやっているんでしょうかね。

○二見学校支援監 学習指導要領と呼ばれるのが幼稚園からございますけれども、やはり発達の段階からとかいろんなことを想定して、この学年ではこれだけは、この学年ではこれだけはという、その系統立てた指導の内容を示すのが国の仕事だというふうに思いますが、特に、それぞれ設置理念をお持ちの幼稚園だったりしたら英会話に先に取り組まれたり、実際、外国語の先生を子供たちの指導に当たらせたり、そういった特色として取り組んでおられるところはあると思いますけれども、何がいいかというのはその設置者の考え方だろうというふうに思います。

〇井本委員 だから、その辺をね、研究してい

るのかなと思ったもんだから、実際、人間、小 さいとき、8歳ぐらいまでは大体大脳がばっと 細胞分裂して成長していく、それ以降はあんま り大きく数はふえんのですね。その辺までにがっ と詰め込むというのは、詰め込むというのか、 いろんな知識を吸収できる時代らしいんですけ ども、そのときに、例えば「あ」という字にし てもですよ、何でこれが「あ」なのかというと、 直感的に把握するしか……、これが「あ」と思 わないかんけど、漢字の場合は、意味があると 言うんですね、意味。子供が意味がわからんか というとそうじゃないと、意味がわかるからも う全部次々わかっていくんだと、こういうこと で書いてありましたけどね、そして、そこは特 別かもしらんけど、みんな姿勢がよく、漢字教 育と姿勢とどういう関係があるのかわからんけ ど、そこはみんなぴしっと姿勢がよくて、これ、 おもしろい教育だなと思って帰ってきたわけで すがね。一つのこれは今後の日本の教育のあり 方を示しているのかなというような気もしたも んですからね。特に、このごろは英語教育なん か小さい小学校やら取り入れたの、私は、大反 対なんですけどもね。むしろ、日本人としての まずは国語を、それにしても国語を、何ですか、 藤原正彦という「国家の品格」なんか書いた人 も1に国語、2に国語、3、4がなくて5に数 学・算数とか言うとるぐらいですよ。やっぱり 国語だ、国語だと、国語がわからん人間が何で ほかの国の言葉をやらないかんのかという、そ んなことで日本の漢字教育にもその話が載とっ たもんですからね、その研究をなさっているの かなということでちょっと聞いた次第でありま した。もし、関心があられるなら、ひとつ研究 のほどよろしくお願いします。

○押川委員長 何かありますか。ないですかね。

○萩原委員 関連して、今、世界ではインドがいわゆるITでは非常に最優秀と言われておるんですね。インドの教育というのは、やっぱり「読み」「書き」「そろばん」らしいですよ。もうテレビ等や新聞等でも御存じのとおり、インドは九九算の2桁まで全部暗算でやっていくそうですよね。だから、日本の今の教育の中で読み、書き、そろばんというのは、ウエートが非常に一僕は、現場知らないからわからないけれども、私どもの時代からすると非常に読み、書き、そろばん、童謡というのがなくなってきているような気がするんですが、その辺はどうなんですかね。一回議会でやろうと思うんですけどね。

○二見学校支援監 今、御指摘がありましたように、基礎基本というのは、やっぱり読み、書き、そろばんになると思います。それに生活習慣がきちっと定着して初めて本物の力になるんだという考えから、早寝、早起きから朝御飯運動まで総合的に今、提案がなされ始めたところですが、新しい学習要領がいよいよスタートしますけれども、算数、理科も時数ふえます。国語のほうもまたふえていくということでございますので、特に、義務教育における基礎基本の定着については、これからまた力を入れていきたいと思っております。

- ○萩原委員 いつかまた本会議でやりますので。
- 〇押川委員長 いいですか。
- **〇萩原委員** 教育長とやりましょう。
- ○押川委員長 ほかにはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 それでは、以上をもちまして教育委員会を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時57分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてでありますが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、明日行いたいと思います。開会時刻を13時30分といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 それでは、そのように決定いた します。

次に、委員長報告骨子についてでありますが、 委員の皆様に御相談であります。通常であれば 委員長報告骨子につきましては、採決後に協議 していただいておりましたけれども、御存じの とおり、9日の本会議で委員長報告ということ になりますので、日程的に余裕がありませんか ら、ただいまから、どうしてもこういうことは ということで御意見があれば、お伺いをいたし たいと思います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 それでは、お諮りをいたします。委員長報告につきましては、正副委員長に御一任をいただくということで御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○押川委員長 それでは、そのようにいたしま す。

以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後1時58分散会

平成21年3月6日(金曜日)

午後1時28分再開

出席委員(9人)

委	員		長	押	JII	修-	一郎
副	委	員	長	松	村	悟	郎
委			員	福	田	作	弥
委			員	井	本	英	雄
委			員	萩	原	耕	Ξ
委			員	太	田	清	海
委			員	図	師	博	規
委			員	田	口	雄	_
委			昌	JH	添		博

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

事務局職員出席者

 政策調査課主幹
 斉藤安彦

 議事課主任主事
 吉田拓郎

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいで しょうか。一括がよろしいでしょうか。

[「一括」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第42号、第55号及び第56号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 御異議なしと認めます。よって、 議案第42号、第55号及び第56号につきましては、 原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

そのほか、何かございませんでしょうか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 以上で委員会を終了いたします。 午後1時29分閉会